

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(四)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.3 (1928. 11) ,p.27(339)- 103(415)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281100-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那の史料に現はれたる我が上代（四）

一六

それから、「其風俗不淫、男子皆露絵、以木綿招頭」とあるより以下、「參問倭地、絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里」に至る部分の記事は、曩にも指摘したやうに、最も亂雜な記載となつて居り、まづ倭人の風俗について記し、つぎに產物、動物、兵器、氣候について敍し、更にまたその風俗習慣について述べ、つぎに葬喪信仰について敍し、また更に產物動物について記し、つぎに龜卜のことより、三度その風俗習慣について述べ、刑律交易のことより、行政統治のこと及び、更にまたその習慣を敍し、つぎにその歴史を述べ、最後にまたその地理について記してゐるのであり、たゞ諸種の史料を漫然と採取接合せしものに過ぎざることは、一見して明白なるところである。従つてその何れの部分が魏略に據つたものか、或は本來魏略の原文がかくの如きものであつたか、之れを判定することは、殆ど不可能の事情にあるのである。

すなはち、まづその風俗習慣については、

其風俗不淫、男子皆露紵、以木縣招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈紵、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之、

と記し、更に一行餘を隔て、

倭地溫暖、冬夏食生菜、有屋室、父母兄弟臥息異處、以朱丹塗其身體、如中國用粉也、食飲用籩豆、手食、

と記し、更に四行半を隔て、

其會同坐起父子男女無別、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜、其人壽考、或百年、或八九十年、其俗國大人皆四五婦、下戶或二三婦、婦人不淫、不妬忌、不盜竊、少爭訟、其犯法輕者沒其妻子、重者滅其門戶、及親族、尊卑各有差序、足相臣服、收租賦、有邸閣、

と記し、また二行を隔て、

下戶與大人相逢道路、遂巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、對應聲曰噫、比如然諾、

と記してあり、更に前の部分に

男子無大小、皆黥面文身、

とあり、また約一行を隔てゝ、その文身の由來を説明し、

今倭水人好沈沒捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以爲飾諸國文身各異或左或右或大或小尊卑有差

とあるを加ふれば、實に五箇處に分記せられてゐるのであり、またその產物動物についても一方には

種禾稻紵麻蠶桑緝績出細紵織縣其地無牛馬虎豹羊鵠

とあり、他方には更に約四行半を隔てゝ

出真珠青玉其山有丹其木有楠杼豫樟株櫂投檻烏號楓香其竹篠簾桃支有蠶橘椒蓼荷不知以爲滋味有獮猿黑雉

とあり、二箇處に亘りて分記せられてゐるのである。

而もたとへば身體の裝飾についても、一方に於ては「男子無大小皆黥面文身」といひ「文身亦以厭大魚水禽後稍以爲飾諸國文身各異或左或右或大或小尊卑有差」と記しながら、他方に於ては「以朱丹塗其身體如中國用粉也」と記し、同時に「男子皆露繪以木綵招頭其衣橫幅但結束相連略無縫婦人被髮屈繪作衣如單被穿其中央貫頭衣之」とあるのであるが、それ等の記載のまゝに之れを解釋すると、所謂倭の男子は大人も子供も皆黥面文身をなして居り、その文身は國々にて異り、また尊卑によりて差異があり、かつその身體には更にまた朱丹を塗つて裝飾となして居り、なほ男子は頭を結髪とし

て木綿を招き、無縫横幅の布を纏ひ、女子は髪を後に束ね、單被の中央を穿ち、頭を貫きて之れを着たりしものと認められるのである。(招は辭源に牽繫也、揭舉也とあり。絵は或作髻、結髮也と見えてゐる)けれども鯨面文身を以て裝飾をなせるものが、同時にまた朱丹を以て身體を塗り、その裝飾となしたことによること、而も更に無縫の布を身體に卷いたといふことが、果して事實として認めらるべきであらうか、疑ひなきを得ないのである。

そこで或は那珂博士の如き、「男子無大小皆鯨面文身」より「所有無與僑耳朱崖同」に至る部分を掲げ、「此ノ段皇國ノ風俗ヲ記シタルニ、事實ニ違ヘルコト多クシテ、漢書地理志粵地ノ條ニ記シタル、僑耳珠崖郡ノ風俗ト相似タリ」となし、その兩者の記事を對比し、「然々按フニ、漢ノ世ニハ海中ノ大島ニテ其ノ風俗マデモ知ラレタルハ、僑耳珠崖ノミニシテ、臺灣島ノ事モ未ダ知ラザリシ頃ナレバ、依山島爲國邑」ト云ヘル倭人ノ風俗ハ、僑耳朱崖ト同ジカラントノ想像ヨリ、漢書ノ文ニ依リテ記シタル者ノアリシヲ、陳壽ガ取リテ此ノ傳ニ挿入シタルモノナルベシ」との所説を述べて居られるのである(那珂通世遺書所收外交繹史三二〇頁參照)。けれどもその所説はたゞ博士の想像に過ぎないのであるから、今俄かに賛同すべきではあるまいが、而も「男子無大小皆鯨面文身、自古以來、其使詣中國、皆自種大夫」といふ倭人に關する記錄によりて、漢書地理志粵地の記事を聯想し、「其君禹後、帝少康之庶子、云封於會稽、文身斷髮、以避蛟龍之害」とある漢書地理志の記事によりて、「夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以

避蛟龍之害」といふ記事を作つたのであることは疑ひないところであり、隨つて陳壽がこの記事を作製するに當りて、漢書の地理志を參照せしことも、亦疑ひないことと思はれるので、「作_レ衣如單被、穿_レ其中央、貫_レ頭衣_レ之、種_ニ禾稻、紵麻蠶桑、緝績出_ニ細紵縫縣、其地無_ニ牛馬虎豹羊鶴、兵用_ニ矛楯木弓、短_ニ下長_ニ上、竹箭或鐵鏃或骨鏃、所有無_ニ與_ニ儋耳朱崖_ニ同」といふ記事も、漢書地理志の儋耳珠厓郡に關する「民皆服_ニ布、如_ニ單被、穿_ニ中央、爲_ニ貫頭、男子耕農、種_ニ禾稻紵麻、女子桑蠶織績、亡_ニ馬與_ニ虎、民有_ニ五畜、山多_ニ麋鹿、兵則矛盾刀木弓弩竹矢、或骨爲_ニ鏃」といふ記事より脱化せるものにあらざるかと思はしめるものがあるのであり、隨つてこの記載が眞に當時の倭人の習俗を傳ふるものなるやは甚だ疑ふべきであり、恐らく倭地を以て「帶方の東南大海中_ニ在り」「南北に連亘せる島嶼_ニ」「當に會稽東冶の東_ニ在るべし」といふ考へから、儋耳珠厓ともまた遠からざるものなるべきを思ひ、遂にはその風俗習慣も亦之れと類似のものとして、それ等の記事を流用するに至れるものではないかとも推考せらるゝのである。

けれども、その兩者の記事の間に多少の語句の相違があるのと、「所有無_ニ與_ニ儋耳朱崖_ニ同」といふ記事あるが爲めに、或はもと_ニ倭人の俗が儋耳朱崖に酷似せるものありしにより、漢書地理志の記事を參照して、この記事を作つたもので、是等の記事は本來倭人の俗を傳へしものではないかといふ疑念をも生じ得るのである。すなはち細かく兩者を比較すると、魏志の「作_レ衣如_ニ單被、穿_ニ其中央、貫_レ頭衣_レ之」といふ文句は、漢書地理志の「民皆服_ニ布、如_ニ單被、穿_ニ中央、爲_ニ貫頭」といふ文句に類似してゐるのであるけれ

ども、魏志に「其風俗不淫、男子皆露紿、以木縣招頭、其衣橫幅、侶結束相連、略無縫、婦人被髮屈紿」と直ぐその前にある文句は、地理志には全然見えないのであるから、他の史料によつたものでなければならぬ譯であり、また「種禾稻、紵麻蠶桑、緝績出細綺縫縣」は「男子耕農種禾稻紵麻、女子桑蠶織績」に「兵用矛楯木弓、木弓短下長上」は「兵則矛盾刀木弓弩」に「竹箭、或鐵鏃或骨鏃」は「竹矢、或骨爲鏃」に類似してはあるが、必ずしも全然一を以て他より出たとのみ見る譯にも行かないやうであり、魏志の「其地無牛馬虎豹羊鶴」が、地理志の「亡馬與虎、民有五畜、山多麈麋」に本づくものとも思はれないのである。蓋し五畜が顏師古の註にもあるやうに、牛、羊、豕、雞、犬の五種を意味するものであるとすれば、地理志に「有」と記せるものを、魏志には「無」と改めたこととなるので、兩者の記事が互に矛盾するばかりでなく、一には「豹鶴」を記し、また全く別の所に「有獮猿黑雉」と記せるに對し、他には豕、雞、犬、麈麋を記して居り、兩者全然異なる記事も見えるのであり、また一には鐵鏃を併記するも他には骨鏃のみを記せる如き、一には矛楯木弓を有すとなし、他には更に刀と弩とを加ふるが如き、必ずしも陳壽が出鱈目に取捨加減せしものとも思はれないのである。それからその前に「男子無大小、皆黥面文身」といひ、「後稍以爲飾、諸國文身各異、或右或左、或大或小、尊卑有差」とある文句や、その後に「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」とある文句なども、地理志にもその他の書にも全く見ないところであるから、倭人に関する何か特種の諸史料によつたものであることはまた疑ひなきところである。

けれども、その記するところを以て、そのまゝ直ちに當時の倭人の習俗を傳へてゐるものと断ずべきではあるまいと思はれるので、その中でどれだけが眞に當時の倭人の習俗として認めらるべきものであるか、之れを甄別すべき必要があるのである。たとへば曩にも述べたやうに、一方に於ては「男子無大小皆鯨面文身」「以爲飾」との記事があり、他方に於てはそれとは全然懸離れて、「以朱丹塗其身體如中國用粉也」との文句があり、その兩記事の中間に、何れとも無關係に、「男子皆露衿、以木綿招頭、其衣橫幅」云々の記事が見えてゐるのであるが、翰苑所載の魏略遺文には「其俗男子鯨面文身」云々の記事が見えるだけで、その他の記事は全く見えないのである。されど翰苑所載の魏略遺文はもとより魏略の節略に過ぎないのであるから、果して元來の魏略本文にそれ等の記事が存したのか、存しなかつたのか、全く不明であるが、何れにせよ是等の記事が或る單一なる史料に據つて記るされたものではなく、二つ或は三つの史料を接ぎ合せたものであることは、文脈上明白なところである。かの翰苑所載の魏略本文には其俗男子皆鯨面文身、聞其舊語自謂太伯之後、昔夏后小康之子封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭人亦文身、以厭水害也

とある一節と、魏志に

男子無大小皆鯨面文身、自古以來其使詣中國皆自稱大夫、夏后少康之子封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭水人好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水食、後稍以爲飾。

とある一節とを比較するに、魏略の方は、文意が首尾一貫してゐるけれども、魏志の方は、魏略の本文に「聞其舊語、自謂太伯之後」とある文句を除きて、その代りに「自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫」といふ文句をば、他の史料によりてこゝに挿入した爲めに、その「皆黥面文身」である所以を説明してゐる、「夏后少康之子、封於會稽」より以下の文句との、文意上の聯絡を中斷された形となつてゐるのである。またその前後に於ても魏志の方が餘程修飾が施されてゐるのであり、その中でも「男子無大小」とか、「厭大魚水禽後稍以爲飾」とかいふ文句は、魏略の文面に陳壽が勝手に附加したものとも思へないのであるから、この一節だけについて見ても、是等の點からして陳壽は魏略以外に何かの史料に據つて、この文句を作つたものであることが認められるのである。而もその前後の文意とは何の關係もない文句を以て之れに代へ、爲めにその文意を中斷して意に介せざるが如き、陳壽の接合の手際が、如何に拙劣なるものであるかを曝露してゐるのである。だから「倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣、有屋室、父母兄弟、臥息異處、以朱丹塗其身體、如中國用粉也、食飲用籠豆手食」といふ一節の如き、之れもその書き方は如何にも亂雜で、「倭地溫暖、冬夏食生菜、食飲用籠豆手食、有屋室、父母兄弟、臥息異處、皆徒跣、以朱丹塗其身體、如中國用粉也」とある方が、その文意を暢達ならしむる上に於て、正當であらうと思はれるのであるが、何れにせよ倭人の食と住と衣とについて記されてゐるべきところで、衣は記すべきものが

ないから、他國にて衣を着する代りに「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」といふ語句にてその意を表はしてゐるものと思はれるのであり、實際上「以朱丹塗其身體」ことは熱帶地方の風習で、衣服を使用する必要がないから、自然に直接身體の裝飾をなす慣習を生じたものと推せられるのに、別にまた「所有無與、僭耳、朱崖同」きことを述べるに際し、まづ「其風俗不淫、男子皆露紵、以木鱗招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈紵、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之、種禾稻綺麻蠶桑」云々と記し、倭國の產業動物兵器につきて述ぶると共に、また倭人男女の衣服について説明を加へてゐるのは何故であらうか。成程その衣服は晉書卷九十七林邑傳に

人皆裸露徒跣、以黑色爲美、貴女賤男、同姓爲婚、婦先娉婿、女嫁之時、著迦盤衣、橫幅合縫、如井欄首戴寶花、

とあり、南齊書卷五十八扶南傳に

柳葉(扶南國女王)怖遂降、混墳遂以爲妻、惡其裸露形體、乃疊布貫其首、遂治其國、
とあり、また

大家男子、鐵錦爲橫幅、女爲貫頭、貧者以布自蔽

とあるやうに、南方熱帶の諸國にて使用さるべき性質のものではあるが、而も一方に於て衣服を用ふるもののが、同時に他方に於て朱丹を以て身體を塗り、その裝飾となすといふが如きことが、兩立し得るで

あらうか。かつその上にまた黥面文身の俗があつたとすると、その朱丹を身體に塗るといふこと、如何に調和するであらうか、疑ひなきを得ないのである。

尤も「黥面文身」はもとく「厭大魚水禽」爲めに行はれたもので、「後稍以爲飾」したに過ぎないのであり、「以朱丹塗其身體」るのは中國に於て粉を用ふるが如しといふのであるから、主に裝飾に用ひられたものらしいので、兩者は全くその目的を異にするものであり、殊に黥面文身の方には「男子無大小」とあり、「以朱丹塗其身體」といふ方には男子とも女子ともないのであるが、或は前者は男子のみの習俗で、後者は「如中國用粉也」とあるのであるから、主に女子の風習であらうとも考へられるのであり、隨つてまた兩者の並び行はれることはあり得べきことであらうとも思はれるのである。けれども更にその上に男女共に衣服を用ひたことは如何であらうか。もとより絶対にあり得べからざることではあるまいが、多少の説明を必要とするものではあるまい。殊に黥面文身のこと、衣服のことは、漢書地理志の儋耳朱崖の俗を記するものと多少の關係を有して居り、何か或る史料によりて記せしものやうであるが、「以朱丹塗其身體」といふ方は、之れとは全く別の他の史料によりて記せしものであることは、その文脈上明かであるから、もとく違つた時、違つた場所に於て、違つた人によりてなされた觀察或は傳聞についての記載をば、たゞ漫然と併記せるだけのもので、或は倭人の實際の習俗を傳へたものではないのではないかといふ疑問すらも起るのである。

そこで是等の記載が果して眞に倭人の習俗を記せものとして認められ得るかどうかを決する爲めには、更に他の方面より我が國にて果して古く是等の習俗が行はれるたりし形迹が認められ得るかどうかを確めなければならないのである。而もこの場合に特に讐めなければならぬことは、我が國の所謂古記録である古事記、書紀、風土記等を論據となし、或る習俗は是等の諸書に記載がないから日本民族の土俗でないとか、或はかやうなことが記載されてゐるから魏志の記事は誤謬であるとかいふやうに、たゞ無批判的に古事記、書紀等の記事に依頼して、日本民族の習俗を判定せんとする態度である。たとへばかの鯨面文身について、履仲紀元年の條に阿曇連濱子の死罪を免して墨を科し、即日之れを鯨せしこと、また同五年の條に伊弉諾神が飼部等の鯨の氣を惡み給ふとの神託ト兆ありし爲め、これより飼部を鯨することを止められたこと、雄略紀十一年の條に「冬十月鳥官之禽、爲菟田人狗所噛死、天皇瞋、鯨面而爲鳥養部」とあること、古事記の安康天皇の條に面鯨老人山代之猪甘の物語あることなどを擧げ、「此等ヲ見テモ皇國ニテハ古來ヨリ鯨ヲ賤シメ嫌ヘル趣ナルニ、筑紫國ニハ却テ後稍以爲飾、或ハ尊卑有差ナドイヘルガ如キ、一種ノ習慣モアリシト按ハル」(史學雜誌第三編所載菅政友氏論文「漢籍倭人考」參照)となし、或は「サレバ鯨ハ一種ノ刑若クハ賤奴ノ印ニシテ、男子無大小ナド云ヘル一般ノ風俗ニハ非ズ。又文身トテ身體ニ鯨スル事ノ如キハ、絶エテ古書ニ見エタルコトナケレバ、其ノ誤著シ。菅氏ハ(中略)琉球談、琉球漫錄ニ見エタル琉球國ノ女子ノ手ニ鯨スル事ヲ引キテ、此ハ邪馬臺國ノ風俗自ラ此地ニ存在^コ

シニテモアルベシト云ハレタレドモ、琉球ノ鯨ハ女子ノミニシテ魏志ノ趣ト異ナレバ、筑紫ノ風俗ノ殘レリトモ云ヒ難シ」(那珂通世遺書收載外交釋史卷之三參照)となし、或は「元來天孫族は鯨面を賤として之をなさず、猪甘鳥養其他飼部等の間に往々之を見たり。良民罪あり鯨面して鳥養部となす事雄略紀にあり。鯨を一に阿曇目ともいふ。阿曇連統率の海部に此の俗ありしより起れるものか。天孫族は其の語の系統を朝鮮滿洲蒙古等と一緒にし、而して是等の住民間には古來鯨面文身の俗あることなし。朝鮮にても倭に近き地方にのみ文身の俗ありきと魏志に見ゆるによれば、本來ウラル・アルタイ語族間には此の俗なかりしものなるべく、我が天孫民族亦夙に之を賤しとして、土人と區別せし所以なるべし」(歴史地理第三十卷第五號所載喜田博士論文「漢籍に見えたる倭人記事の解釋」參照)と論じ、我が國民が古來鯨を賤しみ、たゞ一種の刑或は賤奴(牧畜漁撈者)の印として行はれしに過ぎずとなすのであるけれども、而もその論據として挙げられた古事記日本紀は、元明天皇の和銅、養老の頃に編纂せられたもので、太安麿が古事記を上つたと傳へらるゝ和銅五年(西紀七一二年)は、魏の正始元年(西紀二四〇年)を去ること、實に四百七十二年であり、舍人親王が日本紀を上つたといふ養老四年(西紀七二〇年)は、正に四百八十年を距てるのである。即ちその割合を見ると、昭和元年(西紀一九二六年)より數へて四百七十二年前は實に足利義政の時代で、後花園天皇の享徳三年(西紀一四五四年)に當つて居り、四百八十年前は同じく後花園天皇の文安三年(西紀一四四六年)、足利義政の將軍職に就いてから三年目に當つてゐ

る。比較的詳細なる記録と多くの遺物とを有する後世に於てすらも、足利時代の風俗習慣で、今日全く忘れられたものは少からざるものがあらうと思はれるのであるが、それと同一の年數で、その期間は漸く支那文明の影響を受けつゝあつた時代から、著しく支那印度の文明に化せられたのに比して、優るとも決して劣らぬものであらうと思はるゝのであるのに、而も當時殆ど全くその古記録を失つた時代に、唐文明直輸入の思想に支配せられながら編纂せられた記載によりて、それより數百年前、實に記録以前の風俗習慣を論證せんとするが如きは、その困難なること殆ど不可能と稱するも過言であるまいと思はるゝ程であるから、その記録を史料として使用する場合には、まづ之れに對して嚴密なる批判を加へなければならない譯である。

だから記紀の物語に黔を賤しむ思想が現はれてゐたからといつて、我が民族が本來黔を賤しんだといふ證據とはならないのである。何せならば黔を賤しむといふ思想、殊に黔を以て一種の刑罰とする思想は明かに支那思想で、當時支那文化の影響を被ること著しきものであつた我が社會に於て、之れを賤しみ之れを以て一種の刑罰となすことの思想が行はれてゐたことは、もとより當然のことゝ思はれるからである。さればかの雄略紀に見ゆる鳥養部の物語は、當時鳥養部のものがなほ蘇面の習俗を保有せし事實をば、當時の思想により説明せしものと解すべきであり、履仲紀の阿曇連漢子の物語も當時既に支那の刑法を輸入實行しむたりしにより、所謂阿曇目の由來を説明せんが爲めに作られた物語と解すべく、

また河内の飼部等の物語は當時飼部等が曾ては鰐面の俗を有せしが、なほ記憶せられて居り、その俗を失ふに至りし事情を説明する爲めに作られし物語と解すべきであり、古事記、書紀編纂の頃までは山代、大和、河内、淡路など、都近くの地方に於ても、養牧、狩獵、漁撈などに從事せし人々の間には、なほ鰐面の習俗を保有せし事實を暗示すると同時に、當時都士人の間に於ては深く支那文化に化せられし結果、既に長く鰐面を賤しむの風生じ、之れを以て刑罰の一種と考ふこととなつてゐた事實を表示するものであると認むべきであらう。殊に古事記に見えてゐる久米部を率ゐて神武天皇の東征に従ひし大久米命が、「鰐る利目」であつたといふ物語が、當時もなほ古へ久米部の兵士が鰐面せしことの傳説を傳へしものであるとすれば、本來我が民族には鰐面の習俗があり、啻に之れを賤しとせざるのみならず、却つて武勇を表はす一種の裝飾として之れを誇りとすらも考へたのではないかといふ疑念をさへも生ずるのである。

かつまた養牧、狩獵、漁撈に從事するものを以て賤業視するに至つたのは、支那文明の影響により、社會の文化が進みし爲め、分業的傾向が著しくなつた結果であり、本來漁撈（即ち海幸）と狩獵（即ち山幸）とが我が民族の生業であり、ついで養牧農業の道を知るに至つたものであることは、他の原始民族と同様の筈であるから、養牧狩獵漁撈に從事するものに後世まで鰐面の習俗の殘存せし事實は、本來我が民族には鰐面の習俗ありしことを暗示するものであるやうにも推せられるのであり、殊に支配者の階

級たる武士の間に於てすら、黥面についての傳説を有せしものとせば、古代に於て黥面の風が一般に行はれたりしことは、殆ど疑ひなきことかとも推考せられるのである。しかのみならず現在に於ても北邊のアイヌ民族の間に於ては、男子は肩のあたりや、手の拇指と人指との間に黥すること行はれ、女子は額に一線を入れ、或は眉毛をつなぎ、或は口の周り及び手の甲や腕などに黥することが古くよりの習俗であつたと傳のであり、南邊の琉球にても女子が貴賤の別なく左右の手に黥することが行はれてゐる。へられるのであり、その他臺灣にても今なほアタイヤルの蕃人は黥面の習俗を保有し、男子は額に女子は口の周りに之れを行ふのであり、ニュージーランドのマオリ(Maori)人にも黥面の風があり、女子は口の周りに男子は額、鼻の側、頬、口の周りなどに種々の黥を行ふのであり、古ヘ粵人の間に文身の俗ありしことは、漢書以下の傳ふるところであり、今なほ西南哀牢夷にこの習俗を殘すことである。

してみると黥面文身の俗は古くは亞細亞の東南部及びその諸島の住民の間に於て廣く行はれてゐた習俗のやうで、北は日本群島居住のアイヌ民族にまで及んでゐるのである。さればその間に介在した我が日本民族の間にも亦古くこの習俗を有せしことを推想するも、必ずしも不合理とは思はれない。かの貝塚より繩文式土器と共に發見せらるゝ石器時代の土偶の中に、額や頬や口の周りなどに黥せるものが見らるゝのも、亦この習俗の存在を反映するものではあるまい。たゞその出土地が陸奥だの信州などの地方であり、かつ本來一種のマヂック的意義を有する護符の用をなしたものゝやうで、寫實

を目的としたものでないから、これのみによりてとかくの議論をなすことはもとより危険であらうが、他にもその習俗の存在を認むべき理由があるのであるから、之れを以てまたその習俗の反映として認むることは必ずしも不合理ではあるまいかとも考へられるし、かつたとひ西日本に於てはその出土例がなほ極めて乏しいとしても、既に繩文式土器の出土が東日本に多く西日本には甚だ少ないのであるから、之れに伴出する土偶土版の類が極めて乏しいことは、別に不思議とするにも足らないのであるまいか。

要するに曾て我が國土に住し繩文式土器を使用せしものゝ間には黥面の習俗を有してゐたのであるが、その後支那思想の影響によりて漸次その習俗を改むるに至りしも、後世所謂原史時代に於てもなほ人民の間にはその習俗を保持するものがあり、或は武人の間に於ても亦なほその習俗が行はれてゐたものではないかと推せられるのである。文身に至つては文獻上に於ても、また遺物上に於ても、何等之れを證明すべき材料を有しないのであるけれども、現在に於ても黥面の俗を有するものは、多くは同時に文身の俗をも併せ有するのであるから、もし我が古代に於て黥面の俗が行はれてゐた事實が認められ得るとすれば、同時に文身の俗をも亦行はれたるものと認むべきではあるまいか。かの魏志韓傳の中、馬韓の條に「其男子時々有文身」と見え、辰韓の條に「男女近倭亦文身」とあることなども考慮すべきであり、中山太郎氏が曾て考古學雜誌第十二卷に發表されたやうな土俗學上の研究も、亦忘れてはならないことである。たゞその所謂文身なるものは、現在アイヌ人の間に行はれ、また曾て琉球女子の間に

行はれたやうに、主として左右の手や腕に行ひしものであることは、魏志に「諸國文身、各異、或左或右、或大或小、尊卑有差」とある文面によりても推せらるゝところであらう。かの陸奥龜ヶ岡にて發見せし土偶の鯨文と、信州埴原村にて發見せし土偶の鯨文との間に著しき差違あることも、亦この事實に多少の暗示を與ふるものかとも思はれるし、また或は魏志に「男子無大小皆鯨面文身」とあるに對して、アイヌ人や琉球にては女子の鯨面文身が傳へられるので、「その古風の残れるものとは云ひ難し」となす所説も見えるのであるけれども、多くの歲月を経過する間には男子の或る習俗が女子に移り、女子の或る習俗が男子に移ることも絶対にあり得べからざることではないのであるから、同時に「その古風の殘れるものではない」とも云ひ難いのである。何れにせよ魏志の「鯨面文身」の記事は菅氏那珂氏等の云はるゝやうに、單に漢書地理志の文を轉用せしに過ぎないものとも思はれないし、また那珂博士の云はるゝやうに「鯨は一種の刑若くは賤奴の印にして、男子無大小など云へる一般の風俗に非ず。又文身とて(中略)絶えて古書に見えたることなれば、其の誤り著し」とも云へないのである。

また或は菅氏などのやうに、之れを以て筑紫方面に於ける特種の習俗となす考へや、或は喜田博士のやうに倭人を以て大和民俗とは異なる特種の民族となし、吳越と同じく南洋系統の民族で、特にその系統の民族間に於てのみ、この風習が存したものであるとなす所説なども見えるのであるが、菅氏の考への誤りであることは、記紀の文面を正當に理解することによりて明白なるべきこと、曩に論じた通りであ

るから、更に之れを反覆するの要を認めないが、喜田博士の所説に對しては、更に一應の考慮を拂ふべき要あるを認むるのである。

蓋し喜田博士の見解は、歴史地理第二十八卷第一號より以下、十數回に亘りて連載された、所謂「倭人考」の各論に述べられしところによりて知られ得る通りに、我が古代史に日本武尊の東征西伐の記事あること、及び宋書所載倭王武の國書に「東毛人を征する五十五國、西衆夷を服する六十六國」と見てゐること、降つて奈良朝の頃に成れる太寶令古記に「夷人」といふ語を解して「隼人毛人の本土之を夷人といふ」とあることにより、古史に所謂熊襲隼人といふが如き西方九州地方の住民を以て、所謂天孫民族と異れる南洋系統の異民族で、東方奥羽方面の住民が蝦夷といひ毛人と稱せらるゝと同じく、之れと相對せる天孫民族とは違つた系統の異種族であるとなし、その中間に於てウラル、アルタイ語族の系統に屬する我が天孫民族の日本朝廷が發展し、漸次東方及び西方の異民族を征服同化して今日に至りしたものであるとせらるゝのである。(歴史地理第二十八卷第一號所載「倭人考緒論」同誌第三十卷第五號所載「漢籍に見えたる倭人記事の解釋」等參照)而して喜田博士がその熊襲考(倭人考の二)に於て説かれじところも、たゞ以上に掲げし理由により、また景行紀、仲哀紀、及び古事記、風土記の記事により、熊襲をば肥後の球磨、大隅の贈喰或は肥後の阿蘇郡の地方に居住せし異族であると認定して、その議論を進められ、「熊襲に至りては古史の記する所頗る曖昧にして、毫も種族的特徴を示さず、漫然俗傳上の異種族

として之を記述したるに過ぎず」とか、「熊曾建の稱は倭建、出雲建に對するものとして、古傳の意熊曾を以て大倭及び出雲と相對立するものとなせし事を示せるものゝ如し」とか、「果して然らば熊襲は西方なる異族の泛稱にあらずして日向高屋宮に遠からざる地に根據を有せしものを指せるものゝ如し」とか、「而して其の記す所を見るに、當時世人が熊襲に關して有せし概念の、極めて漠然たるものなりしを知る。日本紀の記事は暫く措き、先づ之を古事記に就て見るに、熊襲とは單に西方の強暴者を指せるものにして、其の國は日本帝國即ち大倭以外にありと認められたりしものゝ如し」とか論じて居らるゝのであるが、元來記、紀、風土記の是等のことと/orする記載は、多くはミス(Mist)として解すべき性質のものであり、果してどこまでが史實を傳ふるものとして認むべきかを判定することは、頗る困難なることであるが、而も今假りに喜田博士と同様の態度を以て之れを觀るも、曩にその國生みの條に於て、古事記には伊邪那岐命、伊邪那美命の二柱神が游能基呂島、水蛭子、淡嶋を生みし後に、

生子淡道之穗之狹別嶋次生伊豫之二名嶋此島者身一而有面四每面有名故伊豫國謂愛比賈讚岐國謂飯依比古栗國謂大宜都比賣土佐國謂建依別次生隱伎之三子嶋亦名天之忍許呂別次生筑紫嶋此嶋亦身一而有面四每面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別熊曾國謂建日別次生伊伎嶋亦名謂天比登都柱次生津嶋亦名謂天狹手依比賣次生佐度嶋次生大倭豐秋津嶋亦名謂天御虛

空豊秋津根別故因此八嶋先所生謂大八嶋國

とあり、それから吉備兒島、小豆島、大島、女島、知訶嶋、兩兒島などの嶋々をば、次ぎくに生まれたことくなつてゐる。この物語は日本紀に記すところも、その主意は大體同様であり、たゞその嶋の名稱に多少の相違があるだけである。即ち書紀の本文では淡路洲、大日本豊秋津洲、伊豫二名洲、筑紫洲、億岐洲及佐度洲、越洲、大洲、吉備子洲を以て大八洲國と號し、「對馬嶋、壹岐嶋、及處々小嶋」は、「皆是潮沫凝成者矣」となして居り、億岐と佐度とを一つに數へ、越洲を一洲として數へ、大洲と吉備子洲とを加へ、對馬壹岐を除ける點に於て、古事記の傳へと異つてゐるだけであり、なほ一書の傳へとして掲げしものも、或は大日本豊秋津洲、淡路洲、伊豫二名洲、筑紫洲、億岐三子洲、佐渡洲、越洲、吉備子洲を以て大八洲國とせるものや、或は億岐と佐度とを一つとなし、大洲を加へたるものや、或は越洲と吉備子洲とを除きて、壹岐と對馬とを加へたものや、或は億岐と佐度とを一つとなし、磯馴盧嶋を加へたらしいものなどが見えるのであるが、要するに大八嶋國及びその屬島を以て大日本帝國の境域として認めてゐることは、記紀共に異なるところはないのである。たゞ所謂大倭豊秋津嶋が今日の日本本洲全部を意味するものではなく、その東北部方面に對する知識が全く缺げてゐたらしいこと、少くとも書紀編著の當時なほ日本帝國の境域内に加へられてゐなかつたことは、書紀に越洲を以て別に一洲として掲げあることによりて察せられるところであり、また確に日本の記錄、恐らく日本紀を參照したと思はる

る唐書東夷列傳に「其國都方數千里、南西盡海、東北限大山、其外卽毛人」とあり、舊唐書東夷傳に「其國界、東西南北各數千里、西界南界咸至大海、東界北界有大山爲限、山外毛人之國」とあるによりても推せられるところである。その唐書に「國都」とあるのが「國界」の誤りであることは、舊唐書の記事より見てももとより明かである。

また古事記の景行天皇記について見るも、小碓命と熊曾建との問答として記されし記事には
於是白言汝命者誰爾詔吾者坐纏向之日代宮所知大八島國大帶日子游斯呂和氣天
皇景行天皇之御子名倭男具那王者也意禮熊曾建二人不伏無禮聞看而取殺意禮詔
而遣爾其熊曾建白信然也於西方除吾二人無建強人然於大倭國益吾二人而建男者
坐祁理自今以後應稱倭建御子云々

とあり、當時の我が天皇統治の日本帝國の境域は、明かに所謂大八島國と一致すべきもので、この場合決して日本帝國と大倭とが同一意味を有するものでないことは、この一節を正讀することによりても明白なところである。たゞ日本書紀景行紀には

川上梶帥啓之曰汝尊誰人也對曰吾是大足彥天皇之子也名日本童男也川上梶帥亦
啓之曰吾是國中之強力者也是以當時諸人不勝我之威力而無不從者吾多遇武力矣
未有若皇子者是以賤陋口以奉尊號若聽乎曰聽之即啓曰自今以後號皇子應稱日本

武皇子言訖乃通胸而殺之故至于今稱曰日本武尊是其緣也

とあり、小碓命の御名が日本童男とか、日本武尊とかに書き改めてある爲めに、如何にも「吾是國中之強力者也」とある熊襲の國が、日本帝國以外にあるかのやうに誤解せしむるものがあるのであるけれども、書紀の編著者と雖も當時熊襲を以て天皇統治の範圍以外として考へてゐたものでないことは、曩に掲げた國生みの神話によりても察せられることであり、また同じく景行紀だけについて見るも、曩に景行天皇の西巡によりて所謂熊襲の國も平定せられ、既に歸順してゐた筈であるから、更に間もなく反いたとしても、それは内亂であつて、日本帝國以外の國の侵寇として認むべきものではない譯である。但或る場合に大倭國を日本帝國の意に用ゐたことも、もとよりその實例少からざるところである。

然るに書紀の編著者は、曩に國生みの條にては、所謂大八洲國及びその屬島を以て明かに日本帝國の領域として認むるの思想を現はしながら、更に熊襲の背叛を記するに當りて「秋八月、熊襲亦反之、侵邊境不_止」と記し、如何にも外民族の侵寇に對するが如き書き振りをしてゐるのであるが、然しそれは書紀の書き方が悪いのであつて、その事實は古事記の本文と比較することによりて明瞭に知られ得るのである。たとへば天皇の御名にしても古事記に「神倭伊波禮毘古命」「大倭日子鉏友命」「若倭根子日子大毘毘古命」などとあるのが、日本書紀には「神日本磐余彥天皇」「大日本彦姫友天皇」「稚日本根子彥太日日天皇」といふ風に書き改められてあるのであり、前者は文字の善惡といふが如きことに囚はれず、たゞ同

音の文字を併列せるに對し、後者は主として善意を有する同音の美字に改められてゐるのである。かつ前者に「倭」とある文字をば凡べて「日本」と改め、また「命」とある文字をば凡べて「天皇」と改め、後世の尊號の如くに取扱つてゐるのであるが、その爲めに前者では畿内のヤマトを意味したらしく思はるゝものが、後者では日本帝國の意として取らなければならぬこととなり、「ヤマトの伊波禮」ならば自然であるのに、「日本帝國の磐余」では思想上の連絡にも無理を生ずることくなつてゐる。

元來神武天皇より開化天皇に至る九代の中で、綏靖、安寧、孝昭の三天皇を除けば、その他の六天皇の御名には古事記にては何れも「倭」なる文字が加へられてゐるのであり、崇神天皇以後の御名とはその點に於て違つてゐるのであるが、是等の九天皇の御名は恐らく後世から追定せしものではないかと疑はれるのである。たゞその時代が何れの御代であるかは全く不明であるが、古事記が推古天皇を以て終つて居り、書紀の推古天皇二十七年の條に「是歲皇太子、嶋大臣共議之、錄天皇記及國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、并公民等本記」とあるのであるから、少くとも推古天皇の頃までには歴代の御名も完成してゐたことゝ推せられるのである。かの昔は法隆寺に藏せられ、今では御物となつてゐる、聖德太子の法華經疏の表題にも「大委國上宮太子」と書いてあるのであるが、その書體は白鳳時代を下るまいと稱せられるのであるから、それによりてもその頃までは「大日本」とは書かないで、「大倭」と書いてゐたことが知られるのである。而して用明、崇陵、推古三帝の崩御年代は書紀の年代と古事記注記の年代と全く一致する

のであるから、推古天皇の御年代には訂正の要がないと思はれるので、その二十七年は西紀六一九年(唐高祖武德二年)に當つて居り、天武天皇の白鳳十五年は西紀六八六年(唐中宗嗣聖三年)であり、日本書紀の完成したのは元正天皇の養老四年即ち西紀七二〇年(唐玄宗開元八年)であるから、古事記と日本紀との記載法の相違はこの凡そ百餘年乃至三、四十年間の時代思想の相違を現はすもので、新舊唐書に至つて始めて「日本國」の名稱を見るのも、亦この事實によるものであらう。元來日本紀の方は古事記よりも啻に尊號ばかりではなく、概して著しく支那思想に影響せられてゐるので、かの「熊襲亦反之、侵邊境不_レ止」とある文句なども、支那に於ては何れの時代にも北狄南蠻の侵寇に邊境を亂さることが多い爲めに、その史書には屢々、蠻夷が「侵_レ邊境_レ不_レ止」とのことをしてゐるので、即ちその例に倣ひてこの文句を作り、以て東方蝦夷の背叛侵寇の事實に對せしめしに過ぎないのである。かの宋書所載倭王武の國書に「東毛人」に對して「西衆夷」と稱する如きも、亦これと同一の思想に支配せられたもので、支那に送る國書であるから、即ち支那の「北狄南蠻」といひ、「東夷西戎」といふに倣ひて、「毛人衆夷」と記せしものであらうと思はれる。尤も當時畿内大和に國せし人々は、その東部の毛人の部落と共に新に征服した西部の人々をば、眞に所謂「衆夷」として認めてゐたかも知れないが、それだからといつて實際上その「西衆夷」が「東毛人」と同様に異人種であつたといふ理由としては、薄弱なるを免かれない。

されば、我が古史に東征西伐の記事があり、宋書所載倭王武の國書に「東毛人」に對して「西衆夷」の文

句があり、また古記に東方毛人に對して西方熊襲隼人が記されて居り、何れも夷人を以て呼ぶるからといつて、直に兩者を以て同様に所謂天孫民族と異れる異民族として考ふることは果して如何であらうか、大に疑ひなきを得ないのである。蓋し當時我が東北方面に蟠踞せし住民が、古史に所謂蝦夷即ち毛人とあるもので、今のアイヌと同一系統の人種なることはまづ異論なきところであらうと思はれるが、たゞ古史のあれだけの記事からして、西方の所謂熊襲隼人も亦之れと同一意味に取り、之れを以て異人種として認めんとするが如きは、その記事の性質上甚だ躁急輕忽の譏を免れまい。

尤も「歸順して土着した筈の蝦夷の子孫である今の大東北人が、アイヌ型を持つてゐないから、少くとも此の蝦夷はアイヌであるといふ説は成立たない」などといふ人もあるやうであるが（後藤守一氏著日本考古學第二篇第四章參照）蝦夷がアイヌの種族であるといふことは説ではなくして事實なのである。

それは日本の文獻を引くまでもなく、宋書所載倭王武の國書に「東征毛人五十五國」とあり、舊唐書に「東界北界有大山、山外即毛人之國」とあり、唐書にも「東北限大山、山外即毛人」とあり、また「天智立、明年使者與蝦夷人皆朝、蝦夷亦居海島中、其使者鬚長四尺許」とあるやうに、當時蝦夷と稱せられてゐたものが、一に毛人の名を以て呼ばれた位に毛深い種族で、少くとも今のアイヌ人と同一系統の種族であつたことは疑ひないところである。今の東北人がアイヌ型を持つてゐないといふことが、必ずしも古の東北住民がアイヌでなかつたといふ證據とならないことは、恰も今の北海道人がアイヌ型を持つてゐない

といふことが、古の北海道住民がアイヌでなかつたといふ何の證據ともならないのと同様である。北海道なる名稱が出來た明治以後は、日本民族のこの島地への移住が殊に著しく、アイヌ人は漸次我が民族に同化せられ、今や特別の保護を加ふるにあらざれば、遂に絶滅せんとする有様となつてゐるのであるけれども、而もこの地が最近まで蝦夷が島の名を以て呼ばれてゐたことは忘るべきではないのである。

近時、我が國學界に於て人類學の研究大に發達し、殊に石器時代人骨の發掘漸く多數なると共に、その研究の結果はまた大に我が古代民族の研究に資するに至り、この方面に於ける研究に一新轉機を與へたことは、眞に我が人類學者諸氏の努力奮勵の賜として感謝するところである。けれども單に人骨の研究及び現代人の身長頭蓋等の研究のみによりて、古代住民の種族如何を決定し得たりとなすものあらば、そは大なる誤解ではあるまいか。吾等が常に人種の相違を決定する爲めの標準となしてゐるものは主として皮膚の色、目の色と形、鼻の形、頭髪の形と色、鬚髯の多少及びその形と色との相違如何といふが如きことであり、決して骨骼の大小長短形狀如何といふことではないのである。即ち足立博士の所謂「軟部人類學」に關する部分が人種區別的主要なる標準となるべきものであり、決して「骨骼人類學」とも稱すべき部分がその主要條件となるのではないのである。だからその軟部人類學の方面に於て大體の類似を有する諸民族等を總稱して、或は亞細亞人種また黃色人種と稱し、或は歐羅巴人種また白皙人種といつてゐるのである。もとより骨骼の相違は亦多少人體軟部の相違と相伴ふものであるから、人種の

區別を明かにせんとする場合、骨骼に對する精密なる研究が必要缺くべからざるものなることは勿論であり、殊に古代人の種族を明かならしめんとする場合には、骨骼以外に材料として使用すべきものがなないのであるから、乃ち骨骸の研究に全力を注ぐべきは止むを得ざることであり、その研究の結果を尊重すべきこともより當然であり、我等門外漢は勿論その教へに従はなければならないのであるが、而も重要な軟部の研究を缺いだその研究は、結局眞理の一部を提供するだけのもので、その全部を提供すべき力を有するものではないのであるから、その結果のみによりて、或はその結果を主として結論に急ぐことは、大に戒めなければならぬことであらうと考へる。

況んや或る民族が自ら同一民族として自覺する所以は、單に體質上の相違のみがその唯一の條件ではないのであり、言話、歴史、口碑、傳說、風俗、習慣等の異同によりて生ずる無形の精神的條件が、甚だ重要な關係を有するものなることをも亦忘れてはならないのである。もとより風俗、習慣、口碑、傳說にも移動變遷があり、歴史にも誤謬があり、言語にも移動變化があるのであるから、その何れによるも不確實なるを免かれないのであるけれども、人體と雖も一定不變のものではなく、同一民族の間に於ても場所に於ける相違と時に於ける相違とを認めなければならぬのであり、その體質の全部を知り得る場合と雖も、單に體質のみによりて人種の異同を區別すれば、現に同一民族としての自覺を有する我が日本民族の間に於ても、或る地方の住民と他の地方の住民との差異が、その支那人或は朝鮮人との

差違よりも、一層大なる場合も生じ得べき譯である。たとへば松村博士が現代日本人男子の頭顱について調査せられたところによると、平均示數は八〇、七二で、七八より八一に至るもののがその多數を占めてゐるさうであり、また筑前人の頭顱示數は七〇乃至八〇で、薩摩人のは七五乃至九二であるから、その平均は筑前人七九、八〇、薩摩人八二、八一ださうである。然るに小金井博士の調査によれば北海道アイヌは頭顱示數七七、樺太アイヌは七六、七、千島アイヌは七八、三、その平均七七、三ださうであり、而して朝鮮人の頭顱示數は八二、三のことであるから、その結果は筑前人と薩摩人との差は三、〇一で、筑前人とアイヌ人との差が二、五〇、薩摩人とアイヌ人との差が五、五一、筑前人と朝鮮人との差が一、五〇、薩摩人と朝鮮人との差が〇、五一となる譯である。してみると薩摩人とアイヌ人との差が最も大で、筑前人とアイヌ人との差は筑前人と朝鮮人との差と同様で、筑前人と薩摩人との差より小であり、薩摩人と朝鮮人とはその差最も僅少である。だからこの點からのみ見ると薩摩人と朝鮮人とは全く同人種として認むべく、筑前人と薩摩人とは筑前人とアイヌ人、また筑前人と朝鮮人との相違よりもその相違一層甚だしきこととなるのである。而も現在筑前人と薩摩人とは異人種で、薩摩人と朝鮮人とは全く同人種であり、筑前人とアイヌ人及び筑前人と朝鮮人とは筑前人と薩摩人とよりも同人種たるに近しと公言し得るものがあるであらうか。その之れを敢てすることの出來ないのは、全くその軟部の著しき相違と、言語、歴史、風俗、習慣等の相違から生ずる精神的條件とが、その骨骼上の異同に對して異議を唱ふるが

爲めである。然るに古代人の場合に於ては骨骼のみを殘存し、その軟部は全く失はれてゐるのであるから、その研究はもとより骨骼について行ふの外はないのであるけれども、而もそれが爲めにその軟部を忘れ、その精神的條件を忘れ、單に人骨の結果のみよりして人種の異同を斷じ、疑ふべからざる事實と稱するを得るであらうか。勿論その軟部は既に全く腐朽し終つたのであるから、今日より之れを如何ともすることが出来ないのであるけれども、而も之れについて常に注意を拂ふべきは、人種研究者の忘るべからざるところであり、もし記録、遺物或はその他の方法によりて、その軟部をも推究し得る場合に、その手段を盡さず、或は之れを無視して、結論斷案に急ぐが如きは、眞に學に忠なるものではあるまいと考へる。況んや精神的條件の要素たる言語、歴史、風俗、習慣等はもとより多少の變遷誤謬を伴ふものではあるが、その何れかの點に於て、また幾分かの程度に於て、今日もなほ古代の名残を留め得べき性質のものであるから、全然これ等の研究を無視して、人種の如何を論ずるは、更に一層學に忠なる所以とは云はれまい。もとより「科學者の重んずる所は事實を正視するにある。」けれども、事實には有形の事實と共に、また無形の事實あることを忘れてはならないのである。

けれども、専門家が自己の専門に忠なるの餘り他を顧みる暇がなく、遂に偏見に陥ることは、またやむを得ざる事情も存するのであるから、必ずしも大に責むべきことではあるまいが、有形無形の兩方面より各科の専門家によりて提供さるゝ諸種の研究を批判包括して、眞に中正の眞事實を執へなければ

ならない史學者にして、是等の専門的偏見に左右せられ、自己も亦同一の偏見に陥るが如きは、最も戒めなければならないこと、信ずるのである。たとへば人類學者が提供せる現代人の頭顱示數に依頼して、直に「筑前筑後の頭顱示數を以てこれを朝鮮に比べると、朝鮮は八二、三であるから、今の朝鮮人とは著しく違つて居る。又これを支那に比べると、支那人は中頭七七、六であるから、最も近似して居る。由つて思ふに魏志に見えた倭人は恐らく支那人を祖先とせる民族の移住であつて、この地方が上古にあつて最も能く支那と交通し、又支那の文化を傳へて居つたことから想像することができる」と論ずるが如きは、かの言語學者が日本語とバビロン語との類似を指摘せるに依頼して、直に「日本人とセミット人との同祖」なることを推想すると同様で、數に對する觀念の粗雑なるは暫らく措き、専門學者の研究に引摺られ、自ら全く之れを批判するの能なきことを暴露するもので、史學者の本分を忘れたものと稱せらるゝも、またやむを得ざることかと考へる。尤もこの例は會々予が目に觸れた、某大家の論文中より抽いたのであるが、その論文は今から十年位も前に發表されたものであるから、その御本人もやはやかやうなことを考へては居られまいと思はれるので、決して特にこの説を非難するが爲めに、この例を擧げた譯ではないのであり、たゞその類例の一として之れを抽出せしに過ぎないのであるから、その意に留められないやう願ひたい。

元來、蝦夷非アイヌ説を提起された坪井九馬三先生の御説では「我が古代の歴史上に活躍せる所謂蝦

夷は、中々優秀なる種族のやうに見えるが、今日北海道方面に残存するアイヌは、如何にも野蠻な状態で、とても同一人種とは思はれない。だから蝦夷はもとより勇士武人を意味する語で、今のアイヌ語では刀の義である emush, emushi がそれであらう」といふのである。（大正二年十二月發行考古學雜誌第四卷第三號所載「蝦夷考」參照）けれども太古に於てあれだけの文明を開いた埃及人でも、今では文化の民とはいはれない状態にあるのであり、中世時代に於て世界最高の文明人として大に活躍した亞刺比亞人なども、今では半開の民に伍してゐるのであるから、アイヌ人が現在野蠻な状態だからといふ、たゞそれだけの事實からは、蝦夷非アイヌ説は成立し難いかと思はれるし、もしまだ蝦夷がアイヌでないとすれば、蝦夷の語原をアイヌ語に求めらるゝことも如何かと考へる。然るにその後長谷部言人博士は大正六年十一月發行の人類學雜誌第三十二卷第十一號所載「我觀石器時代住民論」に於て、「蝦夷果してアイノなりや」の疑問を提起し、ついで同誌同卷第十二號所載の「蝦夷はアイノなりや」と題する論文、及び仙臺日々新聞（大正七年二月二日—五日號）所載の「石器時代住民論」、歴史と地理第三卷第二號（大正八年二月發行）所載の「石器時代住民と現代日本人」に於て博士の所謂「蝦夷非アイヌ説」を反覆陳辯に力めて居らるゝのであるが、要するに博士の論旨は博士自ら「蝦夷はアイノであるといふ諸大家の説に疑ひを起したのは、岩手地方の身長が高いといふ事實の、種々に説明を與へ得ることを知つたのに始まる」（「蝦夷はアイノなりや」參照）といはれてゐる通りに、「蝦夷の本場であつたと思はれる、岩手地方の人の身長

が高く、」「アイヌの中間身長なるに一致しない」といふのが、「蝦夷はアイノなりや」の疑問を提起された根本理由であり、その理由に基いて自らまづ密かに「蝦夷はアイノならざるべし」との假定を作り、その假定をして確實ならしめんが爲め、蝦夷に關する記錄、言語、その他の方面に於てその必ずしもアイヌを意味するものにあらざることを力説せられたものである。而もその根本理由たる身長或は頭蓋示數による人種區別の方法が、現今世界の人類學者等の一部によりて主に行はれつゝある方法ではあらうが、人類學者自身が盲信する程有力なる人種區別の標準たるべきものにあらざることは、曩に詳論した通りであるから、博士の根本理由とせらるゝ身長の條件そのものが、既に一個の薄弱なる條件たるに過ぎないにも拘はらず、その薄弱なる條件によりて史上の事實を覆へさんと試み、「エミシ、エビス、エゾなどの訓み方からは、蝦夷がアイノであると證せられさうにもない」とか、「諏訪縁起繪詞の渡り黨が蝦夷であるといふのは、敢て解し難いことではない。併し彼等が記錄上如何なる特徴を備へて居るにせよ、これを以てアイノなりとするは、早計である。相似たる特徴が蝦夷にもアイノにもあつて、而も異なつた民族であり得ることは假定して差支へない」とか、「人名にも毛人と稱するもの往々あり、蝦夷と同じくエミシと訓むべきであると云ふ。渡り黨の遍身毛を生ずるは、即ち毛人の説明に當るのである。實に毛人的代表たるアイノを以てこれに擬するは、無理もないことであるが、程度が不明である。(中略)恐らく日本人の眼から見た毛深いといふのと、歐羅巴人から見たのとは、程度の差異があるであらう。實に

アイノ程毛深くなき歐羅巴人も亦毛唐と稱されて居る位である。彼の所謂毛人もアイノ或は歐羅巴人程ではある、毛深さの者とも考へ得るから、これを以て動すべからざる蝦夷即ちアイノの證左とは謂ひ能はぬ」などといつたやうな論法で、千萬言を並べたてゝ居らるゝのであるが、要するに人類學上の専門的言説としては、たゞ人種區別の標準の一部に過ぎない身長及び頭蓋示數についてだけであり、徒らに自己の専門的偏見を擁護せんが爲めに、自ら全く不案内なる他の専門範圍にまで侵入して、大膽なる言説を敢てし、以て自己の無識を暴露せられたに過ぎないのである。

最初アイヌ語の emchiu を訛つて、ニミシ或はニミスと呼びしが、エビシ、エビスと訛り、ついで enchiu も enchu, enju とも發音されてゐるので、それよりエヅの語を生じ、更にそれと同義語の ainu を訛りてアイノと稱し、バチエラー氏の訂正によりて、今では正しくアイヌと呼ぶことになつた經路についてでは、アイヌ語學者として著名な金田一京助氏が考古學雜誌第十四卷第一、二號に於て明瞭に論じて居られるのであり、また蝦夷なる文字は emchiu と同義語である ainu の古語カイナの音譯であることは、歴史地理第三十一卷第二號所載喜田博士論文「蝦夷名義考」に詳説せらるゝところであるから、長谷部博士の言語學にまで立入つた疑問に對しては、予は一言を費すの必要を認めない。諺訪縁起繪詞を見て、當時の奥羽の蝦夷が今のアイヌと同祖のものであることを疑ふに至つては、全然記録を理解する能力なきるので、「記録上如何なる特徴を備へて居るにせよ、これを以てアイノなりとするは早計である」

とか「相似たる特徴が蝦夷にもアイノにもあつて、而も異なつた民族であり得る」とか云ふ考へは、記録なるものゝ權威を全然無視し、「蝦夷はアイノにあらず」といふ假定を事實として盲信しなければ云へないことである。またその毛人に對する解釋なども、たゞ「程度が不明である」といふだけでは、殆ど議論にはならないのであり、程度が不明であらうとなからうと、そんなことは問題ではないのである。それが如何なる程度であるにせよ、日本人より毛深い民族であつたことは、疑ひないところであり、またそこに多少程度の差があるとしても、當時の奥羽の蝦夷も北海道の蝦夷も、同じく毛人として認められてゐたことは事實であらうし、蝦夷人自らも恐らく同一民族としての自覺を有してゐたものであらうと思はれる。もし當時奥羽の蝦夷と北海道の蝦夷とが著しく違つた民族であつたならば、我が國人の間でも之れを異人種として認むべき譯であり、蝦夷人の方でも互に異民族として認めたに違ひないのであるから、奥羽の蝦夷に關する記事の外に、それよりも異なつた民族として北海道住民を云ひ現はした記録が、必ず存在すべき筈である。我が國人が東北の隣人をば毛人なる名を以て記し始めたのは何時頃からであるか、我が國の記録では書紀以上には溯ることが出來ないから、たとひ敏達紀に「大毛人」なる記事があつたからとて、書紀の性質上、たゞそれだけでは奈良飛鳥朝以前についてはその記事の存在を確言することは出來ないが、曩に掲げたやうに宋書所載の倭王武の國書にも、既に「東征毛人五十五國」の語が見えてゐるのであるから、支那の南北朝の初め頃、我が雄略天皇の頃、即ち西紀四百年代の後半の頃までは、

確實にその名稱の存在を承認することが出来るのである。かつまた同じく宋書の倭國傳によると、宋の高祖の永初二年（即ち西紀四二一年）に倭王讚修貢のことが見えてゐるのであるから、とにかくも西紀四百年代の頃には既に畿内大和を中心として日本帝國が成立して居り、その東邊の隣人をば毛人の名をして呼んでゐたことは明白なるところである。而も毛人と書いてエミシと訓んだことから考へると、エミシの名が古くより行はれ、更にその毛深い體質上の特徴より、後に「毛人」の文字をも之れに當てたものと思はれる。而して當時西方にては九州方面より朝鮮半島南部の地方を征服し、支那との交通も行はれた時代であるから、東北方面の事情にもそれ程闇かつた筈はないのであるが、それでも東北方面の隣人をば皆總稱して毛人と呼んでゐたらしいのである。だから會々毛人と異なつた種族が現はれた場合には、異つた名稱で之れを呼んでゐるのである。即ち日本書紀欽明天皇五年の條に

十二月、越國言、於佐度嶋北御名部之崎岸有肅慎人、乘一船舶而淹留、春夏捕魚充食、云云

とあり、また齊明天皇六年（西紀六六〇年）の條に

三月、遣阿部臣、率船師二百艘、伐肅慎國、阿部臣以陸奥蝦夷、令乘己船到大河側、於是渡島蝦夷一千餘、屯聚海畔、向河而營、營中二人、進而急叫曰、肅慎船師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕竈矣、云々

とあり、前の記録もその記事の性質上後世よりの作爲とは思へないが、後の記事では當時我が國の遠征隊が阿倍臣に率ゐられて、恐らく今の北海道石狩川河口の邊まで行つたらしいのであり、その前年即ち五年の三月の條には

甘檣丘東之川上造須彌山而饗陸奥與越蝦蟇是月遣阿倍臣率船師一百八十艘討蝦蟇國阿倍臣簡集飽田淳代二郡蝦蟇二百四十一人其虜卅一人津輕郡蝦蟇一百十二人其虜四人膽振鉏蝦蟇廿人於一所而大饗賜祿卽以船一隻與五色綵帛祭彼地神至肉入籠時間羨蝦蟇膽鹿嶋羨穗名二人進曰可以後方羊蹄爲政所焉隨膽鹿嶋等語遂置郡領而歸云々

とあり、その注に「或本云、阿倍引田臣比羅夫、與肅慎戰而歸、獻虜三十九人」と見えてゐる。是等の記録によりて見れば、齊明天皇の頃には我が國の威力は既に今の北海道の渡島、膽振、後志の邊にまで及び、阿倍臣の軍は石狩川の河邊に達せしこことが知らるるのであり、而して陸奥、越より膽振、後志に至る當時の住民は、皆之れを同一種族と認め、蝦蟇即ち毛人の名を以て呼んでゐるのであるが、前に佐度島に來りし種族、後に阿倍臣が石狩河邊にて會戰せし種族は明かに之れと區別し、肅慎の名を以て之れを呼んでゐるのである。「アイヌ程毛深くなき歐羅巴人も」日本人や支那人に比べると毛深いから、之れを總稱して「毛唐」と呼び、またその毛が紅いから、「紅毛」とも呼んだのであるけれども、之れを以て毛人

と混同することなく、その北方より來れるものは、之れをオロスと呼んだのであつた。だからもし蝦夷、即ち毛人とアイヌとの差違が、肅慎と蝦夷との差違や、オロスと蝦夷との差などと同様に、兩者の間に明かに區別さるべき人種的特徴が存したものであつたならば、その民族と接觸せし場合に、我が國人は直に之れを蝦夷と區別し、「アイヌ」なる名を以て之れを呼んだに違ひないのである。然るに記録上「アイヌ」なる名稱の初めて現はれたのは金田一氏がいはれた通りに徳川八代將軍吉宗の頃、即ち元文以後のことである。實に阿倍臣が今の北海道に至り、新たに後志の蝦夷を從へ、石狩河邊に肅慎人を伐つたのは、西紀六六〇年であるから、それより始めてアイヌなる名稱の現はれた元文まで、約一千〇八十年を経過してゐるので、もし今の「アイヌ」を以て昔の蝦夷と異なる種族であるとすれば、その長年月の間我が國人は北海道方面に於て全く「アイヌ」なる特種の民族を見ることなく、徳川時代の中期に至りて、突如昔の蝦夷と異なる今のアイヌを蝦夷ヶ島の地に發見せりとして認めなければならぬこととなる譯であるが、かやうなことは一千餘年に亘れる我が民族の發展的歴史を全然無視するにあらざれば、到底考ふべからざることであり、我が歴史に無知なるものにして始めて唱ふることを得る妄説である。而も金田一氏が説かれたやうに、「アイヌ」なる語は蝦夷語の「長者」を意味する語で、我が國人がまだ蝦夷を「アイヌ」と呼ばないで、エゾといつてゐた時代の蝦夷人の人名の語尾に「アイヌ」といふ語を附してゐた事實が、今から四百六十七年前まで溯ることが出來、今日もその習慣が樺太東海岸のアイヌ人の間に

見られ得るとすれば、また同様に固有名詞の研究から、もと奥州にゐた蝦夷と「アイヌ」との連絡もつけられ得るとすれば、如之蝦夷はもとアーリー・アイヌの古語であるカイナの音譯であるとすれば、言語學上からも蝦夷非アイヌ説が成立し得ないことは明白なところである。

蓋し長谷部博士はアイヌの本場たるべき岩手縣人の身長が高いことから、往時この地にありて歸順せし筈の蝦夷人の後裔が、今のアイヌ人の身長に一致せざることを思ひ、そこで蝦夷の歸順より今日に至るまで一千數百年に亘るこの地方の歴史をば全然顧みることなくして、直に蝦夷とアイヌとの同一なるべきを疑ひ、また同じく「現代の或地方住民の體質的特徴から還元して、或體型を同じ地方の古代住民が其儘具有したらうと云ふ考へ」から、現代各地の體質的事實の一部に過ぎない身長或は頭蓋示數により、頻にその地方に於ける古代住民の人種論を敢てせらるゝのであるけれども、啻にその議論の資料たる體質的條件が甚だ不備であるばかりでなく、一千年以上に亘れるその地方の歴史を無視し、その地方住民の現代の體質的特徴から還元した、或體型により、直に同じ地方の古代住民の體型を推定せんとせらるる點に於て、その議論の根本的誤謬が存するのであり、「部落の結束は出入移動を抑止する性質のものである」とか、「人は郷に執著するものである」とかいふ抽象的の理窟も、平時に於ける一面の眞理ではあるが、強力なる他部落他種族の壓迫を蒙つた場合に、その移動を餘儀なくせらることはまた必然の勢であり、平時に於てすらも經濟上の誘惑や、その他の事情により、或地方から他の地方へ移動

することは意外に多數に上るものであり、たとひ「出るものよりは残るもののが遙に多い」としても、論者自ら既に出るものあることを認むる以上は、「古來或る地方の住民が純粹なる體質で残つたであらう」といふ考へは成立しない譯であり、この事實は古代に於て幾百或は幾千の高句麗人、新羅人等が、當時なほ人口稀薄であつた東海道方面、殊に武藏野の地に移住した事實や、また多數の蝦夷人が防人として筑前の地に移住した事實など、古い歴史事實を持出すまでもなく、日韓合併以前に於てなほ微々たるものであつた日鮮人の往來移住も、日韓合併後僅に十數年の短日月の間に於ける日本人の大移住に正比例して、朝鮮人の國外移住が更にそれに數倍する目前の事實によるも明白なるところである。

けれども、もし論者の眞意が松本彦七郎博士のいはるゝやうに、古史に所謂蝦夷の名を以て知らるゝ種族が、現時北海道、千島、樺太に住するアイヌとは體質上必ずしも全然同一種と認むべきでないとの意ならば、予も亦その蝦夷則アイヌの立場から見ても、必ずしもその不可を論ずるの要を認めない。蓋し松本博士の所謂汎アイヌ人種群が極東に於ける歐洲人種群であるかどうかは別問題として今暫らく之れを措き、そのアイヌ人種が日本民族の一成分となつてゐるといふことにはもとより異論はないのであり、また現時の日本民族の間に於てすらも、松村博士や長谷部博士等が證明せらるゝやうに、體質上地方的の種別が認めらるゝのであり、同じく現時のアイヌ人種の間に於ても、清野博士等が證明せらるゝやうに、北海道アイヌ人と樺太アイヌ人と千島アイヌ人との間には、それゝ體質上の相違があり、同

じく樺太アイヌ人の間に於てすら、その東海岸のアイヌと西海岸のアイヌとの間にも、亦地方別が認められるといふのであるから、古代のアイヌ人種則ち蝦夷人の間に於ても、亦地方的種別の存したことはもとより考へ得らるべきところであり、「渡島蝦夷が今日見らるゝアイヌであるからとて、最も古い頃の内地の蝦夷が、それと同一體質のアイヌであると云ふことは出來ない」『蝦夷の名稱は次第に東へ又東北へ推し移されて、最後にこの名を蒙つたものが今日見らるゝアイヌである』と見ることも出来るし、「史上に古く蝦夷と呼ばれたものは(松本博士の所謂)宮戸人種乃至是と津雲人種との混和人種であつた」らうとも推察し得られないこともないのである(歴史と地理第三卷第一號所載松本博士論文「日本先史人類論」参照)。而もそれと同時に、雄略天皇の時代や飛鳥奈良の時代に蝦夷と呼ばれたものが、毛人の別名を有する位に毛深い人種で、今日のアイヌと少くとも同一系統に屬する人種であつたことは、記録上また言語上認めらるべきことであり、かつ二つの異人種か接觸し爭鬭せる場合に、その劣敗者の一部が優勝者に壓倒せられ同化せられながら、その自己の種性を遺存すると共に、他の一部がその地を退去轉移するに至ることは、有史以後に於てもその實例枚舉に暇なきところであるから、たとひ記録に歸順の事實のみ見えて退去の記事がないからといつて、退去の事實がなかつたとは云へないのであり、「部落の結束は出入移動を抑止する」もので、「矢鱈に民族が轉移するものでない」としても、有力なる他部落他民族の壓迫を蒙りし場合に、その退去轉住を餘儀なくせらることは、單に有史以後の事象とのみは思は

れない。だから史上に古く蝦夷なる名稱を以て呼ばれたものが、現代のアイヌ人の中にも亦その遺血を止めないとも云へないのである。

なほ大正十年發行京都帝國大學文學部考古學研究報告第六冊所載長谷部博士の「出水貝塚の貝殻獸骨及び人骨」なる報告の結論を見るに、「出水(鹿兒島縣)貝塚人骨はこれを本遺跡より甚だ遠からざる肥後轟貝塚、その他備中諸貝塚、並に阿内國府遺跡の石器時代人骨と比較し、特に差異あるを認めず」と断じ、「これをするに石器時代人四肢骨は概ねアイノの日本人と異なる性状を更に著明に具備すと雖も、大腿骨體上部の前後扁平及び脛骨體の内外扁平の如きは、却つてアイノに於いてより著しく、啻に國府以西石器時代人のみならず、一般石器時代人亦アイノ祖先それ自身なりとするに適せざるが如し。頭蓋骨の調査によれば關西石器時代人は短頭又は中頭を有し、頭蓋基底長及び顔面長小にして、口蓋短廣なるを以つて、アイノと異り、頭蓋の低き顔面の廣き等に於いて、後者の特徴を尙一層顯著に示し、四肢骨に於ける如上の所見と相俟つて、彼等がアイノ祖先と某人種との中間人種なるを推定せしむ。轟貝塚頭骨の調査未だ了らざるも、關西石器時代人骨と著明なる差異を呈せず。只關東及び東北地方の貝塚頭骨を主として調査せられたる小金井博士の計測成績は、その頭蓋示數略ばアイノに近似せるを示し、これもアイノ祖先と某人種との中間人種なりとするの可なるや否やを明らかにせず。而も我が一般石器時代人を以てアイノ祖先なりとするの可能性は、著しく制限せらるゝこと斯くの如し」と論じ、「關西以西石器時代人

嘗て石器時代人は日本人祖先の一部をなすのではないかと述べた予は、今もこの感を排斥すべき何等の理由をも見出さぬし、又石器時代人がアイノに似て而も異れりと述べたことも、今尙甚だ至當と考へてゐる。彼等は ein ainoides Volk である。(中略) これはアイノらしい或はアイノに似て而も異なるといふに過ぎなかつた。近來清野博士は津雲石器時代人がアイノよりも日本人に似てゐる、又石器時代人から夫々異つた民族との混血によつて日本人及びアイノ人を生じたと説くけれども、予は依然津雲石器時代人にもアイノらしい特徴があると思つてゐる。而も石器時代人と何ものとが混血して、アイノを生じたるべきや。凡そアイノを除いて他に斯かるものゝ存在を信じ得べきや。予はわが石器時代人が北海道南部より本州以南にも亘りて發見さるゝ土器石器を製作使用しつゝあ

りしどき、アイノは既に北海道に占居せるを想像し、これに隣りて、棲息せる石器時代人が多少これに似たる身性を有することを以て、今や一人の種島をなせるアイノの、更に遼遠なる昔我が本州を過りて北海道に定着するに至りし蹤跡と觀るのである。

と論じて居らるゝのであるが、之れによりて觀ると博士はその蝦夷非アイヌ説に執着せらるゝが爲めに、某人種とアイヌ人と中間人種即ち石器時代人種との三人種の存在を推考し、「その中間人種たる石器時代人はアイヌらしい人種であると同時に、その性状の一部は現代日本人にもその半影を認め得る」となし、また「石器時代人が北海道南部より本州以南にも亘りて發見さるゝ土器石器を製作使用しつゝありしとき、アイヌは既に北海道に占居せり」とせらるゝのであり、「現代之科學」第七卷第三號所載「宮戸島里濱貝塚の土器に就いて」と題する論文の終りに、「頭蓋骨はこれをアイノ祖先の輩なりとの感を與ふるに遠かりき。且つアイノは現代日本人の中庸より大なるべきに、此處の四肢骨は矮尺にしてこれと合致し難きが如し。恁は予が豫て蝦夷即ちアイノなるを疑ふべしとなし、石器時代住民は日本人祖系の一なるべきを想像せんとする適當なる考慮の餘地を與ふるものなり」といつて居らるゝところを見ると、所謂石器時代人を以て蝦夷に擬し、日本人祖系の一とせらるゝと共に、他方に於て現代日本人を岡山縣型と石川縣型との二大系に區別せらるゝところから見ると、所謂某人種を以て岡山縣型に、石器時代人即ち蝦夷人を以て石川縣型に當てらるゝものゝやうで、「アイノは更に遼遠なる昔我が本州を過りて北海道に定

著するに至りしもので」、「その本州通過の際に石器時代人と接觸し、之れにその蹤跡を遺すに至りしもの」とせらるゝのである。實に博士がその蝦夷非アイノ論に於て主張せられた「部落の結束は出入移動を抑止する性質のものであり」『人は郷に執着するものであり』『去るものよりも残るもののが遙に多い』といふ原則と「アイヌ人が更に遼遠なる昔我が本州を過りて北海道に定著するに至りしもの』となす主張との大なる矛盾は今暫らく措くとするも、そのアイヌと所謂某人種とによりて石器時代人が出來、その石器時代人が北海道南部より本州以南に亘りて居住し、アイヌ人が北海道に定著せし間に、石器時代人祖系の一であり、日本人祖系の一である、所謂某人種は何れの地に住せしものであるか。或は九州方面といふ考へかとも思はれるが、他方に於て「鹿児島出水貝塚人骨も肥後轟貝塚人骨も備中諸貝塚並に河内國府遺跡の石器時代人骨と比較し、特に差異を認めず」とのことであるから、所謂石器時代人は九州南邊まで居住せしことを認められるやうであり、所謂某人種の部落は各地に於て石器時代人即ち蝦夷人の部落と雜居せしものと見なければならぬらしいのであり、その某人種と石器時代人（即ちアイノ人と某人種との中間人種）とが更に混和してこゝに現日本人を生じたものとの見解を有せらるゝものゝやうに認めらるゝのであるが、してみるとアイヌ人だけは我が本州を通過する際に、その地に占據してゐた某人種との間に中間人種即ち石器時代人を作りながらも、その種族を純粹に保存して今に至るまで北海道の地に定著し、而もその本來の故郷の地に於ては全然その種族の痕跡を留めざるに至り、他方に於て

所謂中間人種は某人種と混血して日本人となり、中間人種も某人種も早く既に消滅してしまつたこととなるのであるが、そのアイヌ人は長く純粹の種族を保存し、某人種は早く純粹の種族を失ひて、所謂日本人中に混融してしまつたのは如何なる理由によるのであるか、未だその説明を見ないのである。

かつまたもし所謂中間人種たる石器時代人が、アイヌ人と某人種との混和せるもので、アイヌらしい人種であるとすれば、要するにその中間人種即ち石器時代人は類アイヌ人とも稱すべきものとなるのであるから、蝦夷人は即ち類アイヌ人となる譯であり、隨つて博士の「蝦夷非アイヌ説」はまた「類アイヌ非アイヌ説」となるのであり、云ひ換ふれば「類アイヌ非北海道アイヌ説」また「奥羽（或は石器時代）アイヌ非北海道アイヌ説」となる譯であるが、現在に於ても之れを總稱してはアイヌと呼ぶのであるけれども、それと同時にまた「北海道アイヌ非樺太アイヌ説、北海道アイヌ非千島アイヌ説」は事實上何人も疑はないところであるから、それと同様に更に古代に於ても奥羽（或は石器時代）アイヌ非北海道アイヌ説も亦當然可能のこととなるべきであり、その石器時代アイヌも亦アイヌなる總稱の中に入れて何の不都合もない譯である。だから結局博士が數千萬言を費し、あらゆる無理を敢てして主張せられたる蝦夷非アイヌ説は、その點から見ても亦全く無意味の空言となり終るのである。

之れに對して清野博士は津雲貝塚人骨の精密なる研究の結果、その貝塚人骨を標準とした、日本石器時代人なる特種の一人種を想定し、「日本石器時代人は現代日本に住居せる人種の土臺を成す人種であ

る。即ち此意味に於て日本原人である。現代アイヌ人も現代日本人も此原人の進化したものと、南北に於ける隣接人種との混血によつて成つたものである」との結論に達せられたのであるが、(考古學雑誌第十六卷第九號所載「再び津雲貝塚石器時代人のアイヌ人にあらざる理由を論ず」参照) その論據とせらるところは京都帝國大學考古學研究報告第五冊、人類學雜誌第三十九卷第十、十二號所載宮本博士論文「現代日本人頭蓋骨の研究」、同誌第四十一卷所載清野宮本兩博士の「河内國國府人骨研究」等の研究結果として、考古學雜誌第十六卷第八號に清野宮本兩博士の名にて發表せられた、「津雲石器時代人はアイヌ人なりや」同誌同卷第九號に同じく清野宮本兩博士の連名で發表された前記論文、及び日本學術報告第二卷所載「日本石器時代人種に就いて」、民族第二卷第六號所載「日本石器時代の主要民族は何處より渡來せりや」などの諸論文によりて窺はれ得る通りに、

- (a) まず現代日本人の頭蓋骨について見ると、畿内日本人の頭蓋骨の諸示數及角度の中數値を標準として、中國日本人は 1.0 強、關東日本人は 2.0 強、九州日本人は 1.5 強、北陸日本人は 2.0 強の變差幅となつて居り、同じく畿内日本人の中數値を標準として、朝鮮人支那人北海道アイヌ人を比較すれば、朝鮮人は 2.5 強、支那人は 2.0 強、北海道アイヌ人は 3.0 強となつて居り、之れに對して津雲石器時代人の變差幅は 4.0 となつてゐる。

- (b) 更に津雲貝塚人頭蓋骨の諸示數及角度の中數値を中軸とすれば、畿内日本人は 0.5 關東日本人

は5.0の北陸日本人は4.0の變差幅となるし、支那人は5.5朝鮮人は4.5の北海道アイヌ人は4.0の變差幅を有することとなるのである。

(c) もし石器時代人則アイヌ論が正しいならば、津雲人骨の主要示數或は主要角度は最小或は最大で、其次に北海道アイヌ人の主要示數角度が存在し、津雲人と最も離れた處に日本人の主要示數或は角度があらねばならぬ。遺傳法則を参考とすれば、全部の示數に此關係ありとは云へないが、多數の示數に上記の關係が現はれねばならぬ。然るに津雲人骨總數二十二個の中、九個は津雲人が中央にあるものでアイヌ論に根據を與ふるものであり、七個は津雲人はアイヌ人にも日本人にも似てゐるといふ證據となるもので、残りの六個がアイヌ人よりも畿内日本人の方が津雲人に近いといふことを示してゐる。

(d) もし北陸日本人と比較すれば、津雲人骨總數十九個の中、七個だけがアイヌ論に好都合な配列となり、二個だけはアイヌ人にも日本人にも似てゐるものであり、十個がアイヌ人よりも北陸日本人が津雲人に近いといふことを示してゐる。

(e) この(c)(d)の場合は、いづれの示數も同價値として取扱つたのであるけれども、比較的重要な示數はアイヌ論に都合悪いか、或は正反対の配列をとつてゐる。

以上の諸點によれば津雲石器時代人は現代北海道アイヌ人に似た所もあるが、現代畿内日本人にも

似て居る。殊に現代北陸日本人に類似が強い。換言すれば現代北陸日本人は日本人中に於て一番古代體質を多分に具へて居るものである。

と断じ、更に Münter 氏の型差公式によりて計測せる結果、

(1) 若し脳頭蓋の示數(十五個)のみの測定結果から三人種間の距離を示すならば、三人種の相互關係は畿内日本人と北海道アイヌ人とは最も近く(52.7)、畿内日本人と津雲人とは可なり似てゐないが(86.9)、北海道アイヌ人と津雲人とは最も似てゐない(104.1)。

(11) 若し顔面頭蓋角示數(十一個)のみの測定結果から三人種間の關係を求めるに、北海道アイヌ人と津雲人とは割合に似て居つて(71.1)、アイヌ人と畿内日本人とは之に次ぎ(82.2)、畿内日本人と津雲人とは最も似て居らぬ(120.8)。

(111) また脳頭蓋示數及顔面頭蓋角示數(二十六個及び三十個)の總和平均數は、北海道アイヌ人と畿内日本人とは類似が強し(65.2)、津雲人畿内人間の距離は(103.0)、津雲人アイヌ人間の距離(90.1)と略同じ位異つてゐるが、アイヌ人畿内人の距離よりもずっと遠い。

即ち畿内日本人に對してアイヌ人が異人種なりと云ひ得るならば、之よりも遙かに似て居らない津雲人は、アイヌ人に對しても亦日本人に對しても異人種である。

次に同様の計算を現代北陸日本人、北海道アイヌ人、津雲貝塚人との間に行つて見ると、

(四) 顔面頭蓋角度示數七個の測定結果は、北陸日本人とアイヌ人とは極めて強く類似して居り(36.8)、アイヌ人津雲人間の距離は(89.7)、北陸日本人津雲人間の距離(113.9)よりも幾分近いが、(五) 脳頭蓋顔面頭蓋角示數十個の總平均數では、北陸日本人とアイヌ人とは最も類似して居り(47.3)、アイヌ人津雲人間の距離は(112.5)、北陸日本人津雲人間の距離(106.7)よりも幾分遠くなつてゐる。

以上の事實により余等は久しく日本の學界を支配して來た「日本石器時代人民はアイヌ人なり」といふ學説が、根本的に破壊せられたのを感ずる。

と論じて居られるのである。それから人類學雑誌第四十二卷附錄として發表せられた、平井隆氏の「樺太アイヌ人人骨の人類學的研究」に基き、現代北海道アイヌ人と現代樺太アイヌ人と現代畿内日本人との相互間に於ける脳頭蓋示數を計測せる結果をば、日本學術協會報告第二卷所載「日本石器時代人種に就きて」と題する論文中に發表せられたところを見ると、

(A) 脳頭蓋示數十五個の平均數は、樺太アイヌ人と北海道アイヌ人との距離(127.4)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(135.2)よりも小であるが、北海道アイヌ人と畿内日本人との距離(52.7)、よりも遙かに大である。

(B) 顔面頭蓋角示數十一個の平均數は、樺太アイヌ人と北海道アイヌ人との距離(105.8)は、樺太

アイヌ人と畿内日本人との距離(80.3)よりも大であると共に、北海道アイヌ人と畿内日本人との距離(82.2)よりも大である。

(C) 脳頭蓋示數及顔面頭蓋示數合計二十六個の平均數は、樺太アイヌ人と北海道アイヌ人との距離(118.3)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(141.2)よりも小であるが、北海道アイヌ人と畿内日本人との距離(65.2)よりも遙かに大である。

(D) また別表全角及指數三十個の總和平均數によると、樺太アイヌ人と北海道アイヌ人との距離(18.8)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(136.8)よりも小であるが、北海道アイヌ人と畿内日本人との距離(63.0)よりも遙に大である。

つぎに樺太アイヌ人、畿内日本人、津雲貝塚人相互間の型差を求める

(1) 腦頭蓋示數十七個の平均數によると、樺太アイヌ人と津雲貝塚人との距離 (217.1) は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離 (210.5) よりも稍や大であり、津雲貝塚人と畿内日本人との距離 (91.7) よりも遙に大である。

(2) 顔面頭蓋角示數十二個の平均數によると、樺太アイヌ人と津雲貝塚人との距離(182.8)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(101.3)よりも甚だ大であり、津雲貝塚人と畿内日本人との距離(137.4)よりもまた大である。

(3) 前兩者の合計二十九個の平均數によると、樺太アイヌ人と津雲貝塚人との距離(202.9)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(165.3)よりも大であり、津雲貝塚人と畿内日本人との距離(116.4)よりも遙に大である。

(4) 別表の全角度及指數三十三個の總和平均數によると、樺太アイヌ人と津雲貝塚人との距離(191.1)は、樺太アイヌ人と畿内日本人との距離(158.4)よりも大であり、津雲貝塚人と畿内日本人との距離(103.1)よりも甚だ大である。

此結果で見ると比較材料に北海道アイヌ人と畿内日本人とを選ぶと、津雲人は割合に近い關係にある。それでも北海道アイヌ人及畿内日本人相互間の距離よりもずつと異なつてゐる。そして津雲人は幾分日本人に似て居る點が強い。(後者は殊に北陸日本人と北海道アイヌ人及津雲人間の三角關係を求める場合に顯著である)若し樺太アイヌ人と畿内日本人及津雲人の相互關係を考查すると、此三種族間には非常なる差があるのを發見する。但此場合には殊に津雲人はアイヌ人よりも日本人に近い點が多い。

と論じ、

余等が上記の計數に據りて明らかなる如く、現存人種との間に斯く計りの差がある石器時代人民は、アイヌ人と同一種或はアイヌ類似人種だと云ひ得ない。日本石器時代人民は少くともアイヌ人

と似て居る位の程度に於て、日本人とも似て居るのである。然も同時に津雲人は現存人種とはよほどかけ離れた體質を持つて居る。之をアイヌ人と云はず、又日本人と云はずして、單に石器時代人民と呼ぶのが至當である。勿論此日本石器時代人民は現代アイヌ人及現代日本人の出現に對する基本人種の一部である。

と断じて居らるゝのである。尤もその後人類學雑誌第四十三卷第四附錄清野平井兩氏著「津雲貝塚人人骨の人類學的研究第三章」に於て、樺太アイヌ人頭蓋骨研究に補正を加へられたので、その結果樺太アイヌ人(S)、畿内日本人(J)、津雲貝塚人(T)の相互關係は左表の如く訂正せらるゝこととなるさうである。

(1)	腦頭蓋示數	(17)	S~J 241.5	T~J 232.1
(2)	顏面頭蓋角示數	(12)	95.2	183.7
(3)	腦頭蓋示數及 顏面頭蓋角數示	(29)	180.9	212.1
(4)	全角度及指數	(33)	172.1	190.2
			206.2	232.8
			183.4	T~J

即ち一脳頭蓋に於ては、津雲貝塚人は樺太アイヌ人に對するよりも、畿内日本人に對し著しく近接す。

蓋及顔面頭蓋の全汎より考察する時は、津雲貝塚人は畿内日本人に對するよりも、樺太アイヌ人に對し

僅に近し。斯く津雲貝塚人の樺太アイヌ人に近接せるは、コルマン顔面及上顔面兩示數並にウイルヒョウ上顔面示數によりて影響を受くること甚だ大なり。仍て此等の三顔面示數をコルマン顔面示數を以て代表せしめ、他を廢除する時は、津雲貝塚人は樺太アイヌ人及畿内日本人に略同じ程度の類似を示す。

又樺太アイヌ人は津雲貝塚人よりも、畿内日本人に類似の點遙に強し」となし、また樺太アイヌ人(S)、

北海道アイヌ人(H)、畿内日本人(J)の相互關係も左表の如く訂正し、「畿内日本人は脳頭蓋に於ては、

(A) 脳頭蓋示數	(15)	$S \sim H$	127.2
(B) 顔面頭蓋角示數	(11)	$S \sim J$	186.5
(C) 脳頭蓋示數及 顔面頭蓋角示數	(26)	H~J	105.4
(D) 全角度及指數	(30)		
	118.7		142.0
	137.5		130.4
	125.9		164.4

樺太アイヌ人よりも北海道アイヌ人に類似し、顔面頭蓋に於ては樺太アイヌ人に著しく近似す。脳頭蓋及顔面頭蓋に於ては、北海道アイヌ人に近し。又樺太アイヌ人は畿内日本人よりも同人種なる北海道アイヌ人及日本人の何れの人種に對しても類似寡く、而もの大さより察知し、人種の混種の程度は甚だ稀薄なり」と論じて居られるのである。その他にも人類學雑誌第四十三卷の附錄として發表された「津雲貝塚人人骨の人類學的研究」と題する論文に於て、津雲貝塚人の上肢骨、下肢骨などについての研究が發表されてゐるのであるけれども、要するに或點に於ては畿内日本人に類似するものあれども、他の點

に於ては之れに類似せざる所のあつたなし、アイヌ人に對しても亦恐らく同様の事情であつたと思はる結果が擧げられてあるのである。

以上略記するところは清野博士を中心とする京都帝國大學一派の人類學的研究の業績及び論旨の大要であるが、その研究の業績は果してその論旨に添ふるものであらうか、多少の疑問ながいを得なほのである。蓋し清野博士等が石器時代人、アイヌ人及び日本人相互間の三角關係を現はす爲め、その論據の一として掲げられた、畿内日本人の頭蓋骨諸示數及び角度の中數値をもとして見る場合、その他の國內及び隣國人の同中數値の割合(a)と、津雲貝塚人の同中數値をもとして見る場合、その他の國內及び隣國人の同中數値の割合(b)とを表示すれば、

(a)		(b)	
畿 内	日 本 人	津 雲 貝 塚 人	津 雲 貝 塚 人
中 國	(9)	(23)	(23)
東 州	1.00 強	5.5 δ	5.0 δ
九 州	(21)	(22)	
北 朝	2.00 強	4.0 δ	
陸 鮮	(16)	(19)	
支 那	1.50 強	(22)	5.5 δ
朝 鮮	(17)	(21)	4.5 δ
北 海 道	2.50 強	(21)	4.0 δ
ア イ ヌ 人	(20)	(23)	
北 海 道	2.00 強		
ア イ ヌ 人	(21)		
北 海 道	3.00 強		
ア イ ヌ 人	(21)		
	(19)		
	4.0 δ 強		

となるのである。この表について、まづ第一に畿内日本人を中軸として見る時には、津雲貝塚人の變差幅は ± 0.9 強であるのに、それと同じ津雲貝塚人を中心として見る時に畿内日本人の變差幅が ± 0.6 となるといふのであるが、それは單に中軸となる標準が違ふ爲めばかりではなく、恐らく畿内日本人を中心として計測せる(a)の場合は、津雲貝塚人は十九個の人骨について計測せしものであるけれども、津雲貝塚人を中心とした計測せる(b)の場合は、畿内日本人は二十三人にについて計測せしことも、亦その相違を來せる一因であらうと思はれる。さればその標準値を成るべく正しからしむる爲めには、凡て一定の人数について計測し、その變差幅を求むべきであらうと思はるゝのに、(a)表について見るも九人より二十一人までの人数の相違があり、(b)表にても十九人乃至二十三人となつてゐるのは何故であらうか。恐らく利用し得べき人骨の數に束縛される爲めであらうとは思はるゝが、かやうな小人数によりて各地方の變十萬、幾百萬或は幾千萬を代表すべき人種的標準たらしむることが、既に甚しく危險であるのに、更にその計測の數を一定せずして標準値を作ることは、一層その危險性を増加せしむるものではあるまいか。

殊に支那人朝鮮人の場合に於ては、日本内地の各地方に於けると同様或はそれ以上に、地方的の差異が存することであらうと思はれるのに、その全體の代表として僅に二十人乃至二十二人の計測をなし、以てその標準値となすに至つては、果して之れに信頼すべき價値あるやすらも疑はるゝところである。

けれども、もしこの計測の結果が人種の異同を定むべき標準値として正しいものであるとすれば、清野

博士等が云はるゝ通りに、(a)表によりて「畿内日本人は津雲人に對して畿内日本人對北海道アイヌ人間よりも更に類似せざることを示して居る」とも云はれるし、(b)表によりて「津雲人は支那人朝鮮人と緣が遠い。津雲人と北海道アイヌ人との間にも可なりの差がある。此差たるや北陸日本人と津雲人との距離と略同大であつて、畿内日本人の津雲人に對する距離よりも幾分小である」とも云へるであらうが、またそれと同時に(a)表によりて「畿内日本人の關東日本人及び北陸日本人に對する類似は、その支那人に對する類似と同様である」とも云へるし、(b)表によりて「津雲貝塚人の畿内日本人に對する類似は、その支那人に對する類似と同様である」とも、「津雲貝塚人の北海道アイヌ人に對する類似は、その北陸日本人に對する類似と同様である」とも云はれ得る譯である。而も我等はその頭蓋骨の比較研究の結果に信頼して、「畿内日本人は關東日本人及び北陸日本人と同民族であると同様に、支那人とも亦同民族である」とは云へないのである。それは骨骼以外のその他の條件即ち軟部體質上の條件や、文化的精神性的條件がその結論を許さないからである。隨つて「畿内日本人對津雲人は畿内日本人對北海道アイヌ人よりも類似せず」といふ結論も、「津雲人對畿内日本人は津雲人對支那人と同様に類似せり」といふ結論や、「津雲人對北海道アイヌ人は津雲人對北陸日本人と同様に類似せり」といふ結論と同様に、何等の決定的權威を有するものではないのである。たゞ二者その事情を異にする點は、津雲人の場合は畿内日本人と關東日本人北陸日本人及び支那人との場合のやうに、その結論の全然誤謬なることを斷ずることが出來

ないだけである。何せなれば畿内日本人等の場合は皆現代人についての比較であるから、軟部體質上の條件や文化的・精神的條件なども併せ考ふることが出来るのであるけれども、津雲人の場合は骨骼以外の他の諸條件をば全然考慮に加ふることが出来ない事情にあるからである。而もなほその畿内日本人、津雲貝塚人、北海道アイヌ人の關係のみを特に重要視し、以て三者の人種的差異を決定すべき標準の一たらしむる場合には、その標準値の程度について特に大なる考慮を拂ふことを忘るべきではあるまいと考へる。

それから博士等は(c)津雲人骨總數二十二個を畿内日本人に比較すれば、九個はアイヌ論に有利で、七個は中間に位し、六個がアイヌ論に不利であり、また(d)津雲人骨總數十九個を北陸日本人に比較すれば、七個はアイヌ論に有利で、二個は中間に位し、十個はアイヌ論に不利な配列となつて居るといふ結果から、「津雲石器時代人は現代北海道アイヌ人に似た所もあるが、現代畿内日本人にも似て居る。殊に現代北陸日本人に類似が強い」と「斷言」して居らるゝのであるけれども、その場合もやはり何故に(c)の場合には津雲人骨總數を二十二個とし、(d)の場合には之れを十九個とし、その人骨數を變更したかといふ疑問は今暫らく之れを措くとするも、公平な立場から見ると、アイヌ論に有利な場合が(c)(d)を通じて十六個であるに對し、不利な場合も亦十六個であるから、津雲人はその頭蓋骨の點から見て、アイヌ人と日本人に對し何れにも同様に類似してゐるが、現代畿内日本人に對してよりも北海道アイヌ人に類似が強く、北海道アイヌ人に對してよりも現代北陸日本人に類似が強いといふべきであらう。けれどもそれは

計測の數も相違せる少數の頭蓋骨の點から見ただけの結論であるから、人種の異同を確定するには、あくまでも十分な理由とはならない譯である。

なほ博士等は畿内日本人(J)と、北海道アイヌ人(H)、及び津雲貝塚人(T)との脳頭蓋示數及び顔面頭蓋角示數について相互の差異を表示し、これによると「畿内日本人に對してアイヌ人が異人種なりと云ひ得るだらんが、やゝかず類かと似て居たなる津雲人は、アイヌ人に對しても亦日本人に對しても異人種である」との結論に達し、更に北陸日本人(J)、北海道アイヌ人(H)、及び津雲貝塚人(T)の相互の差異を表示し、

(I)			
	K~H J~H	H~T J~T	K~T H~T
(1) 脳頭蓋示數	(15) 52.7	(15) 104.1	(15) 86.9
(2) 顔面頭蓋角示數	(11) 82.2	(11) 71.1	(11) 120.8
(3) 脳頭蓋示數及 顔面頭蓋角示數	(26) 65.2	(26) 90.1	(26) 103.0
(4) 全角度及指數	(30) 63.0	(30) 81.7	(30) 95.6

わたくしは、やゝかず類かと似て居たなる津雲人は、アイヌ人に對しても亦日本人に對しても異人種である」との結論に達し、更に北陸日本人(J)、北海道アイヌ人(H)、及び津雲貝塚人(T)の相互の差異を表示し、

(II)			
	K~H J~H	H~T J~T	K~T H~T
(1) 脳頭蓋示數	(3) 64.7	(3) 165.7	(3) 89.9
(2) 顔面頭蓋角示數	(7) 39.8	(7) 89.7	(7) 113.9
(3) 脳頭蓋示數及 顔面頭蓋角示數	(10) 47.3	(10) 112.5	(10) 106.7

これによつて「余等は久しう日本の學界を支配して來た、日本石器時代人民はアイヌ人なりといふ學説が、根本的に破壊せられたのを感ずる」とし、結論に達して居られるのであるが、ついで樺太アイヌ人 $(S\sim H)$ 、北海道アイヌ人 (H) と、畿内日本人 (K) との相互の差違、及び樺太アイヌ人 (S) と、畿内日本人 (K) と、海獣人 (T) との相互の差違を表示し、

(III)			
	$S \sim H$	$S \sim K$	$H \sim K$
(1) 脳頭蓋示數	(15) 127.4		
(2) 脣面頭蓋角示數	(11) 105.8	80.3	82.2
(3) 脳頭蓋示數及 脣面頭蓋角示數	(26) 118.3	141.2	65.2
(4) 全角度及指數	(30) 118.8	135.8	63.0

(IV)			
	$S \sim K$	$S \sim T$	$K \sim T$
(1) 脳頭蓋示數	(17) 210.5		
(2) 脣面頭蓋角示數	(12) 101.3	182.8	137.4
(3) 脳頭蓋示數及 脣面頭蓋角示數	(29) 165.3	202.9	116.4
(4) 全角度及指數	(33) 158.4	191.1	103.1

「此結果で既にい出較材料に北海道アイヌ人と畿内日本人を擇べし、建甌人は融合に近い關係にある

(III表のH-TとIV表のK-T)。それでも北海道アイヌ人及畿内日本人相互間の距離よりもずっと異なつてゐる(III表のH-K)。そして津雲人は北海道アイヌ人よりも幾分畿内日本人に似た點が強い。もし樺太アイヌ人と畿内日本人及津雲人の相互關係を考查すると、その間には非常の差があるのを發見する

「現存人種との間に斯く計りの差がある石器時代人民は、アイヌ人と同一種或はアイヌ類似人種だとは云ひ得ない」と断ぜらるゝのであるが、その断定は何れも餘りに早計ではあるまいか。蓋し論者がその論據として使用せる頭蓋示數なるものが、その本來の性質上、人種の區別異同に對して断定的確證を與ふるものでないことは、曩に既に屢々説せしところであるから、更に再説の要を認めない。計測數の相違によりてその差數にも相違を來すことは、(I)(III)の總和示數が計測數二十六個の場合と三十個の場合とによりて異つて居り、(IV)の總和示數が計測數二十九個の場合と三十三個の場合とによりて異つてゐることからも知られ得るところであるが、同時に(III)表によりて「北海道アイヌ人は樺太アイヌ人に對するよりも、畿内日本人に對し遙かに類似してゐる」といふ事實が證明せられた譯である。而も北海道アイヌ人と樺太アイヌ人は同一人種中の異類に過ぎないのであり、その異人種たる畿内日本人に對するよりも遙かに異つてゐるといふことが、實際上大なる誤謬であることは實物を一見することによりて明白なるところである。かつまた何れも同じく樺太アイヌ人と畿内日本人との關係を示せるもので、第三表と第四表とでは計測數に僅に二個或は一個の差あるのみであるのに、その脳頭蓋示數及び顔面頭蓋角示數及び

その總和示數の相違は、著しい違ひとなつて現はれてゐるのである。尤もこの第三表及び第四表は義に掲げた通りに、その後人類學雜誌第四十三卷第四附錄によりて訂正せられたので、その訂正表によると樺太アイヌ人と北海道アイヌ人の距離は、脳頭蓋示數に於ては樺太アイヌ人の畿内日本人に對するよりも近く、北海道アイヌ人の畿内日本人に對するよりも遠いのであるが、顔面頭蓋角示數では樺太アイヌ人の北海道アイヌ人に對する距離は、樺太アイヌ人の畿内日本人に對するよりも遠く、北海道アイヌ人の畿内日本人に對するよりも近いのである。けれども樺太アイヌ人と畿内日本人との關係は、前後の二表に於て著しく違つて現はれて居ることは訂正表に於ても同様である。是等の事實はまたその頭蓋示數なるものが人種區別の標準として、斷定的確證を與ふるものにあらざることを明示するものであり、是等の數字に依頼して「久しく日本學界を支配した、日本石器時代人民はアイヌ人なりといふ學說が、根本的に破壊せられたるを感じ」、「現代日本人と現代アイヌ人との祖系たる所謂日本原人」の存在を推定することが、果して正當なる見解として認むべきであらうか、疑ひなきを得ないのである。

かつまた石器時代の人骨を以て直に現代人の人骨に比較するは、數千年に亘れる時代の變遷生長と、その歴史とを無視するもので、その兩者の間に認めらるゝ相違を以て、凡べて人種の相違を示すものとなすが如きは、恰も言語の生長變遷の事實を無視し、古代語を以て直に現代語に比較し、以て人種の別を定めんとする同様の危險を伴ふものなることを覺悟しなければならないのであり、またもし所謂日

本原人の存在を認めんとすれば、同時にその近隣なる他の民族との間に如何なる關係を有する民族なりしやを確めなければ、なほ不備の論たるを免れないものである。然るに清野博士は是等の不備の點は更に顧みるところなく、而も裏には「彌生式土器を使用したのは新來人種であつても宜いが、人種の血が變らなくても彌生式土器は使用出来る。今日に於て日本人の多數は洋服を著て居る。然し洋服を著て居るだけの程度に於て明治時代から日本人は西洋人と混血して居らぬ」(「津雲石器時代人はアイヌ人なりや」参照)とか、「眼前洋食を食べて洋服を著て居る日本人が、西洋人でないと云ふ事實に氣づくなれば、彌生式土器使用は必ずしも人種の差の標準でない事は分る筈である」(「日本原始時代の人骨」参照)とか論じて考古學的遺物が必ずしも人種の異同を示すものでないことを高唱せられたにも拘はらず、後に民族第二卷第六號所載「日本石器時代の主要民族は何處より渡來せりや」と題する論文にては、全く考古學的遺物たる繩文式土器の系統を跡づけることによりて、所謂日本石器時代の主要民族が何處から渡來せしものなるやを見當つけやうとして努めて居らるゝのである。而も彌生式土器の使用が必ずしも人種の新來を意味しないとすれば、繩文式土器の使用といふことも、亦必ずしも石器時代人の渡來を意味するものではあるまいと思はれるが、果して如何なる根據に於て前後その主張を一にされないのであらうか、疑ひなきを得ないのである。

要するに清野博士は「その何處より渡來せしやは不明であるが、所謂日本石器時代人、即ち日本原人

とも稱すべきものがあつて、それより今の日本人と今のアイヌ人とを生ぜしものであらう」と說かるのであり、隨つて「その日本石器時代人は現代アイヌ人に類似せる程度に於て、現代日本人にも類似があり、かつその人種は繩文式土器を使用してゐたもので、その分布は殆ど日本全國に行き渡つてゐたらしく、長い年代の間にその南北に於ける隣接人種との混血により、漸次現代日本人、現代アイヌ人に進化したものであるから、北方遺跡では新らしい程アイヌ人に近い體質の人骨が出て来るし、南方遺跡では新らしい程日本人に近い體質の人骨が出て來るのである」(「日本石器時代人研究」參照)と論ぜらるゝのである。確に一學說として傾聽に値するものであるけれども、この學說の根本的弱點は「體質に確固たるもの體質上の根據が、論者が信ずる程「確固たるものでない」といふこと、元來人類學上骨骼の研究は人種の研究にたゞ一部の材料を提供するものに過ぎないのであるから、單に人骨の比較研究のみによりて人種の異同を斷定し得たりとなすは誤りで、その學說は人骨以外の部分に於ては大部分「事實に立脚しない」空想となり終るといふこと、であり、同時にこの學說を確立する爲めには、その所謂日本石器時代人なるものは、その隣接の何れの民族と連絡するものであるか、或は全然孤立的のものであるか、もしその日本原人が北隣の人種と混和して現代アイヌ人を生じ、南隣の人種と混和して現代日本人を生じたものとすれば、その南北兩隣の人種は如何なる系統のものであつたかといふが如き問題なども、當

然解決せられなければならない譯である。

かつ論者は「日本」なる名稱に拘泥し、石器時代に於て「日本人と稱すべき人種の存在せし筈なし」と主張せらるゝも、もとより「日本」なる名稱は政治的の名稱で、人種上の名稱ではないのであるから、その起源は割合に新しいのであり、恐らく推古天皇以後に作られた國名かと推考せらるゝのである。だから歴史上眞の所謂日本人と名づくべきものは、推古天皇以後に出來たと云はなければならないかも知れないが、而も人種としての所謂日本民族は、そんなに新しく出來たものとは思はれない。即ち「日本人」なる名稱は新しくとも、實際上日本人は古くからゐたものと見なければならぬことは、恰も蒙古人なる名稱は元の天下を作つた部落に始まるとしても、その蒙古民族と稱せらるゝ人種があの時に突然出來たものでないと同様であらう。而も或る民族の體質上の變化は內的また外的に絶えず行はれてゐるものであるから、同一民族と考へられてゐるものでも、一千年の間には可なりの相違を來すべし譯である。だから清野博士が云はるゝやうな、「繩文土器使用の民族はアイヌ人に似て居る程度に於て、日本人とも似て居り、殊に日本南部に於ける石器時代末期の人骨には、日本人に似た點が多くなり、降つて金石併用時代に至れば、よほど現代日本人に似ることが強くなる。然し尙まだ繩文土器使用者の體質を留めて居る」といふ骨骼上よりの推論も、大體に於て首肯出来るのである。たゞそのどの程度まで現代日本人に似て來た場合に、始めて日本民族と稱すべきかは困難な問題で、或は「石器時代末期の人骨が現代日本人に

人に似た點が多くなつたといふ時には、既にその種族は日本民族として認めらるべきものであるかも知れないのである。

而して歴史上知られ得る最古の時代、少くとも雄略天皇の頃よりも以前に、西南方面の日本民族に對しアイヌ人と同一系統の種族に屬すべき毛人が、日本民族の東北方面に蟠踞せしことは記錄上明かであるから、比較的後世まで使用せられたらしい東北方面の繩文式土器は、當然アイヌ人種の遺物と認めらるべきであらうが、而も他方に於て所謂日本石器時代人と稱せらるゝ一定型の種族が、繩文式土器使用時代に殆ど日本全國に亘りて居住し、それが南方よりの侵入者と混和して日本人となり、北方よりの侵入者と混和してアイヌ人となつたとすれば、その侵入混和は非常の太古に於て行はれたものと見なればならないし、またその北方よりの侵入者の血をその一部に傳へてゐる、アイヌ人の特徴を保有した民族が、北方に於て求めらるゝと共に、南方に於ても日本人の一部をなす、南方よりの侵入者の系統が求められねばならない譯であり、所謂古式新式の繩文式土器はかくの如き日本原人と南北民族の渡來接觸融和の間に、日本原人、南人、北人等によりて非常の長年月に亘り使用された筈であるから、その出土は番に日本全土に亘るのみならず、それ程關係の深かつた隣接の地方へも多少は傳播した譯であらうと思はれるのに、事實上その出土區域は北は千島及び樺太南部より、南は琉球に至る範圍に限られて居り、たゞシベリアの沿海州方面に於て類似のものを出せしが、鳥居博士によりて報告せられてゐるだけ

で、最も近い朝鮮半島に於てすら、その痕跡をも發見せられないし、また日本内地でも關西九州方面に稀薄で、關東東北方面が濃厚となつて居り、殊に朝鮮半島に近い北部九州に於てその出土極めて稀であるといふ考古學上の事實に一致しないことや、その南方方面に於ても北方方面に於ても、この日本原人の繩文式土器使用時代に他民族が侵入混和したとすれば、遺物の上にも多少その痕跡を残してゐるべきであらうと思はれるのに、何等かくの如き特種の遺物の發見せらるゝことを聞かないのであり、この點からも亦所謂日本原人アイヌ人以外に他の特種の南北民族の侵入を認むるに躊躇せしむるところである。

しかのみならず、同じく人類學者の間でも、長谷部博士松本博士などのやうに津雲貝塚人骨を以てアイヌ人に類するものとして認め居らるゝ人もあるのであり、殊に關東東北方面にて發見せられた石器時代人骨は、著しくアイヌ人に類することは小金井博士の證明せられたところで、長谷部博士なども贊同して居られるのであり、もとよりそれ等の學說の根據にも異論の餘地大なることは認められ得るのであるが、とにかくも一説としての存在は許され得るのであり、かつまた日本石器時代人の頭蓋が現代日本人にも現代アイヌ人にも類似の點あると共に、またその兩者に類似せざるところがあるといふ事實は、必ずしもそれによりて直に第三者の存在を認めなければならぬといふ理由にはならないのであり、現代日本人に異つた古代日本人と、現代アイヌ人に異つた古代アイヌ人との特徵の現はれとも考へられ得るのである。殊に清野博士が現代日本人の代表として取られた畿内日本人の住地は、政治上日本帝國發祥

の地ではあるが、歴史上明白なる時代に於ても支那人朝鮮人等歸化民族の居住せるもの甚だ多く、今の京都の地の如きは實に歸化民族の中心地であつた時代もあるのであるから、有史以後に於てもその體質上の著しき變化が豫想され得るのであり、畿内人を以て古代日本人の系統を比較的純粹に傳ふるものとは、到底考へられないところである。

然るに松本彦七郎博士は現代日本民族の成分を分解して、まづ汎アイヌ人種群と亞細亞人種群とに大別し、更に汎アイヌ人種群をば（一）現代アイヌ人、（二）宮戸人種（石川型）、（三）津雲人種？（筑前型）、（四）薩摩型となし、亞細亞人種群をば（五）朝鮮人系（岡山型）、（六）支那人系に分ち、「第一は現代に於て日本民族化の途中にあるもの、第二は上古乃至中古に於て日本民族化されたもの、第三は原史時代乃至上古に於て日本民族化されたもの、第五は原史時代に於て恐らく韓土及び日本西國に跨つて、殆ど日韓同邦の一團をなして居た民族で、當時の日本國土に最優秀の文明を齎し、而して遂に他の諸人種を同化するに至つた民族で、第六は時折亡命し來り移住し來たりして、日本の文化に貢献した民族である」と論じて居られるのである（歴史と地理第三卷第二號所載「日本先史人類論」參照）。最近の博士の見解には多少の變化が生じたかも知れないが、大體上之れと大なる差違はあるまいと思はれるので、之れについて論ずると、つまり人類學上の知識と考古學上の知識から、常識的に形成せられた議論であり、之によると（五）朝鮮人系（岡山型）と稱するものが、即ち一部の考古學者の所謂「固有日本人」、長谷部博士

の所謂「某人種」に當るものであり、清野博士の所謂南方よりの渡來民族も或は心竊かにこの民族を豫想して居られるのではないかとも疑はれるのである。更に之れに加ふるに南洋人種群を以てすれば、その常識的解釋は更に完全の域に達すべきであらうと思はれる。

けれども、是等の人類學者の所説の凡べてに於て共通の缺陷は、人種の異同を區別する上に於て、最も重大なる關係を有する言語學上の研究を全然無視してゐることである。尤も體質人類學の専門學者に對して言語學の研究に對する考慮をも求むることは、徒らに難きを強ひるものとの非難もあるであらうが、苟くも我が國民の人種問題に對して殆ど斷定的の言説を敢てせんとする以上は、單に體質上ののみならず、この問題に關係ある諸科學に亘りて、その研究を參照すべきは當然の手續であり、殊にその間にありても最も重要な言語學の研究を無視すべきにあらざることは、歐羅巴に於ける言語學研究の結果が、印度歐羅巴族の確立に最も與つて力ありし事實によりても明かなるところである。たゞ我が國に於ては言語學の研究が歐羅巴の學界に於けるが如くに盛ならず、我が國語の性質文法が所謂ウラル・アルタイ民族の言語の性質文法に類するものがあるといふことは早くより聽くところであるけれども、その語彙に對する比較研究は殆ど全く行はれてゐない狀態であり、僅に朝鮮語との比較研究や、蒙古語との比較研究や、或は南洋語との比較研究などが多少行はれてはゐるのであるが、未だ人種問題の解決に資すべきほど有力なる研究の發表されしものあるを知らないのである。

されば我が國の人種論に於て言語學上の研究が利用されず、會々之れを利用するものはその語法がウラル・アルタイ語系に屬するといふので、直に所謂天孫民族がその系統の民族なることを主張するといふ程度に過ぎないのは、もとより我が國に於ける言語學的研究の盛ならざるが爲めであり、その責めは寧ろ言語學者の負ふべきものであらうと思はれるが、予はこの方面に對しても亦全く門外漢であるが爲めに、自ら之れを如何ともなすこと能はざる事情にあるのである。たゞ白鳥博士の論ぜられしところによると、我が國の言語は五十音の各行に亘れる prefix と suffix とを有する語であり、またその「てにをは」も五十音の各行に亘つて居り、かくの如き言語の性質は他にその類例を求むること能はざる固有の性質であり、かつまたその數詞の性質も凡べて f, m, y, t の四音を基礎とし、單に母音の變化によりて形成せられ、百、千、萬までの數に對して固有の語を有し、他の民族には全くその類例を求むることが出來ないとのことである。もしこの高説にして正しいものとすれば、この事實は考古學上所謂繩文式土器が我が國固有のもので、他にその類例を求むること能はざる事實とも照應するのであり、人類學者の所謂石器時代人骨が鹿兒島縣出水貝塚出土の人骨も、肥後轟貝塚出土の人骨も、備中諸貝塚、河内國府等出土の人骨も、大體に於て特に差異あるを認めずと稱せられ、もとよりその論據はなほ甚だ薄弱ではあるが、少くとも關西九州の方面に於て石器時代の間に既に一定型の人種が居住せしことに於ては、殆ど異論なき事實をも、亦之れを支持することとなるのであるから、現在の學說上予の知り得る限りに

於ては、日本民族は本來一定型の民族として多少の文化を有して他より渡來移住せしものではなく、他の民族とかけ離れたこの島地に於て、非常に太古の石器時代の間に一定型の民族として醸成されたものであり、こゝに特種の日本語を有し、特種の數詞を有し、特種の繩文式土器を有するに至つたものであらうと推考せらるゝのである。

而してその特種の日本民族を形成するに至つた要素としては、朝鮮半島より南下せるものと、南支那方面或は南洋方面より北上せるものとより成り、漸次アイヌ種族の血を混じつゝ、東北方面に向つて發展せしものであらうと推せられるのである。之れ蓋し我が國の地理上の事情からしても、當然考へらるべきところであらう。而もかくの如き太古の時代に海を渡り、島をつたひて、我が諸島への渡來には、必ず舟筏によらなければならぬ事情にあるのであるから、かの大陸方面に於ける移住の場合の如くに何千、何萬といふ部落民が一時に隊をなして渡來移住するが如きは、到底考へられないことであり、五人、十人といふ小數のものが長年月に亘りて移住繁殖せしものと見た方が、より正當であらうから、人種を異にせるその小部落が各々各地に割據して、長くその特殊性を保持したと見るよりも、割合に早く互に融合し、既に石器時代の間に現日本人の祖先たる、新民族を醸成したと見た方が、より正當であらうと考へる。之れ蓋し九州方面に於ても四國、中國、畿内の方面に於ても、臺灣などに見るやうな嶮岨な地域を有しない地理上の事情が、氣候風土の關係と相俟ちて、その勢を促進せしがためであらうと推

せられるのである。たゞ地理上の事情から南方よりの渡來は比較的小數で、北方よりの渡來がその主要なものであつたことは、もとより否むべからざるところであらう。かつまた日本民族の醸成發展の際に、アイヌ人種の血液を混入したことは、もとより當然の事情で、隨つてその體質上からはアイヌ人種も日本民族の一要素となつてゐるのであらうけれども、而もこの人種が原日本民族の主要成分をなせるものでなかつたことは、その言語が今日に至るまで全然その性質を異にするによりて察せられるところである。金田一氏によれば、アイヌ語もその性質頗る特種のものださうで、長くこの島地に住し他と隔離せし事情を察することが出来るのであるが、強ひてその言語の性質上の類似を他に求むれば、極北種族からアメリカン・インディアンに亘つて、抱合語及び輯合語の本場であるが、アイヌ語もこの傾向を濃厚にもつてゐることである（人類學雜誌第四十二卷第十一——十二號所載「語法上から見たアイヌ語」參照）。然るに佛蘭西の言語學者中には、また南洋の言語とアメリカン・インディアンの言語との連絡を認むるものもあるさうであるから、もしその所説が確められる場合には、アイヌ語も亦この方面にもその連絡を求めるやも測られないのである。かのアイヌ人と琉球人との間に多少體質上の類似を有するが如きも、亦是等の方面よりの解釋が期待され得るのではないか。

最近、白鳥先生は東洋文庫の講座に於て、「日本の言語の性質は他に類似を求むること能はず、所謂ウラル・アルタイ語とも異つた特種のものであり、かつその數詞も他に類例を求むることが困難であり、ま

づ近傍の諸民族の中で、アイヌ人について見ると、たとへばアイヌ語の數詞はその性質フイノ・ウグリの數詞に類似してゐるのであるが、而も樺太南部に住するアイヌ人の數詞には、その北方のヤクートの數詞に類するものがある。これは兩民族が接觸し居れば、自然にその影響を蒙ることの實例として認むべきものであるから、アイヌ人はもと亞細亞北部の大陸に於てフイン人、ウグリ人等と隣接せし時代があつたことを思はしめるのである。それと同様に日本語の數詞は他にその類例を求むること能はざる性質のものではあるが、たゞその言葉の精神に於ては、北美大陸の北地に住するエスキモー人の數詞に類似するものがある。されば我が民族は曾てエスキモー人等と隣接せしがあつたと認むべきもので、恐らく日本民族のこの島地に居住せしはアイヌ人よりも古く、日本民族がエスキモー人と隣接して住せしところに、北方亞細亞大陸の方面よりアイヌ人が他の部族に逐はれて、この島地に侵入せしものであらう。之れに對して朝鮮語はまた著しく我が國語と異り、大にウラル・アルタイ語系に類すると共に、又その語頭及び語尾に子音の連續する點に於て、^{モノシラビック}單綴語の影響を受けしものであらうと思はれるし、また一般に單綴化せんとする傾向が強いのである。その點から兎ると恐らくかの半島の地には、もと單綴語系の支那人類似の民族が居住せしところに、北方よりウラル・アルタイ語系の民族が侵入せしものであらう」との主旨を論ぜられたのである。けれども言語の移動は兩異民族が長く接觸してゐても、意外にその影響を蒙らない場合もあり、比較的その住地は隔たり居るも意外に大なる影響を蒙る場合もある。

り、必ずしも一概には論ぜられないものである。たとへば數詞の問題でも、日本人とアイヌ人と相接觸し、密接な關係を保持せることは、少くとも一、三千年以上の歲月に亘つてゐることゝ思はるゝのに、兩者の數詞が全然その性質を異にして居り、またその朝鮮の數詞に對する關係も同様であるが、支那に對しては直接隣接したことはないのであるけれども、その影響を蒙つたことは實に著しいもので、その數詞の如きも固有のものと相並んで、或はそれ以上に盛に使用せられてゐるのである。だからアイヌの數詞に對するフイン人、ウグリ人の數詞の場合のやうに、啻にその言語の性質仕組みに於てのみならず、その言語の音韻の方に於ても亦類似するものある場合には、或はその特種の關係をも豫想せしむるものがあり得るかも知れないが、日本の數詞とエスキモーのそれとの場合のやうに、たゞその精神に於て類似するものがあるだけで、音韻上には全く類似なき場合に於ても、なほその兩者の密接な關係を豫想するこどが出来るであらうか、疑ひなきを得ないのである。かつ人類の心理的また聲音的の類似は、時に偶然の場合をも全く豫想しない譯には行かないのであるから、人種決定の論據としては更に他の諸科學の研究結果との一致をも必要とするのであるが、而も未だ日本人とエスキモー人との人類學的、考古學的、土俗學的一致を論ずるものあるを知らないのである。されどその問題が何れに決せられるにせよ、いが、今俄にその所説に賛同することは出來ないのである。されどその問題が何れに決せられるにせよ、日本民族が日本の島地に於て非常に古く形成せられしものなることだけは、疑ひなきところであらう。

なほ繩文式土器の作製が原日本人によりて考案されしものとすれば、關西九州方面に於けるその分布が稀薄で、關東東北方面が濃厚であり、殊に九州北部に於てその出土極めて稀なる事實を如何に解釋すべきやといふ疑問も生ずるのであるが、もし原日本人が之れを考案製作せしものとすれば、年代上關西九州方面に於ける繩文式土器の使用は、關東東北方面よりも遙かに古い筈であるから、層位上深く位置し、比較的發見に困難なのではないかとも疑はれるが、北部九州に於て特にその發見の稀なる事實よりして考ふれば、北部九州の地は大陸文化の影響を蒙ること、比較的容易なる地域であるから、既に早くその固有の繩文式土器を棄て、彌生式土器に變更し、繩文式土器は漸次東方に輸入せられ、その後長くアイヌ人の間に於て製作使用されたものではあるまいかとも考へられるのである。尤もこの推考にはその前提として彌生式土器の分布が朝鮮、滿洲、蒙古等の方面にも及び居るといふ事實を認めなければならないのであるが、その事實は主として鳥居博士等によりて報ぜらるゝところであるけれども、八木獎三郎氏の如きは「朝鮮の先史遺物は南北各々其作風を異にし、殊に石器は北方の分多く打製を交へて東南の純磨製石器風とは大差あり。況して土器の如きは形狀作柄宛も日本の繩文式に近くして、彌生式とは全然異れり」となし、「滿洲方面に於ても亦その北部と南部とにて遺物の性質異り、特に彌生式土器の系統に屬するものとして認むべきものなく、僅かに「朝鮮南邊の金海方面に於て、之れと同系統と認むべきものを出すに過ぎず」と論ぜられるので(「滿洲考古學」參照)、もし果してその言の如しとすれば、彌

生式土器も亦我が國固有の發達に歸せなければならないこととなるのであるが、是等の考古學上の問題はなほその研究十分ならず、今や我が眞摯なる學者等によりて、眞面目なる研究が進められつゝあるのであるから、暫らく他日の成果を期待するの外ないのである。

けれども考古學的遺物は、人種の異同と必ずしも著しき關係を有するものではないのであるから、繩文式土器及び彌生式土器の關係系統が如何やうであるとするも、日本民族の成立が非常の太古の時代この島地に於て行はれたもので、既に石器時代の間に一定型の民族として、少くとも畿内以西、九州の地方に亘りて分布せられ居たりしものなることは、言語學上人類學上また史學上推考されるところである。

されば所謂天孫民族を以て先づウラル・アルタイ民族なりと斷定し、故に天孫民族には鬚面文身の風なかりしものにて、魏志の倭人にその風存すとあるは、その異種族なりし爲めであると推断し、古事記、日本紀、風土記、太寶令古記、或は支那の宋書などに記されてあるやうな有史時代に入りても、なほ異種の民族が九州或は出雲の地方などに割據してゐたりしものとなす所說の如きは、餘りに時代錯誤の見解であらうと考へられるのであり、古史に熊曾建だとか、出雲建だとか、倭建だとか稱するのは、後世關東武士だとか、薩摩隼人だとか、九州男子だとか稱するのと大なる相違なし、日本民族中の地方色を意味するものとして認むべきであらうと思はれる。人類學者の計測によると、たとへば松村博士の如き、現在の日本民族でも更に四種の地方型に區別することが出来ることを論じて居られるのであるが、もと

より更に精細なる研究が進んだならば、恐らくその地方型は一層増加することであらうと思はれるのであり、かつ交通が不便で住民の移動が少なかつた古代に於ては、かくの如き地方色は一層濃厚であつたこと、推考せらるゝのであるけれども、人種の相違として見るべきほどの違ひがあつたとは思はれない。さればかの宋書に「西衆夷」と記して「東毛人」と對照し、太寶令古記に毛人と共に熊襲をも亦「夷人」と記せる如きは、異人種異民族なるものゝ觀念が明確でない古代人が、支那の記錄に倣ひて、かくの如き記事を作りしまでゝあり、之れを以て人種の區別、民族の相違を立證すべき史料として見るべきでないことは、曩に詳論した通りである。なほ白鳥先生は言語上所謂倭人の官名、地名などが皆日本語なることを論じ、倭人の決して異民族にあらざることを述べられたのであるが、その引例は卑彌呼、卑弓彌呼、卑奴母離、狗古智卑狗、一支、對馬等、日本語にて解釋され得るもののみを探り、解釋困難なるものを棄てられたといふ非難なきにあらざるべきも、とにかく傾聽すべき所説である。

而して喜田博士の肥人考、隼人考、久米部考等の諸論文は、また皆之れと同様の論據に立ち、記、紀、風土記等の如き同様の記錄を資料として論ぜらるゝところであるから、その人種論としての論據の極めて薄弱なることは、その熊襲考に於て見るところと同様である。されば喜田博士が倭人を以て大和民族とは異なる特種の民族で、吳越と同じく南洋系統の民族に屬するものと認め、「黥面文身」の習俗を以て特にその系統の民族の間に於てのみ行はれた風習であるとなし、以て魏志倭人傳の「黥面文身」の記事を脱

明し得たりとせらるゝが如きは、何等の根據なき誤解といはなければならぬのである。隨つてまたた
とひ久米部に黥面の俗ありしとするも、之れを以て隼人の屬となし、魏志倭人傳中の狗奴國に比定せら
るゝが如きも、亦全く無意味のことであらうと思はれる。

而して、もし以上論ずるところにして誤りなしとすれば、魏志の倭人は即ち日本民族を指せる名稱で
あり、隨つて當時我が民族の間には黥面文身の習俗が恐らく一般に行はれゐたりしものと認むべきであ
らうと考へられるのである。（未完）

橋 本 増 吉